# ディスクロージャー誌 2024

JA 東能登川

平素、組合員皆様には当農協の事業運営にご理解とご協力、ご支援を賜っております事に対しまして、厚くお礼を申し上げます。

さて、当 JA は、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当 JA に対するご理解を一層深めていただくために、当 JA の主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者のためにわかりやすくまとめたディスクロージャー誌を作成いたしました。

皆さまが当 JA の事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年4月

東能登川農業協同組合

代表理事組合長 川南 誠孝

(注) 本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

# 目 次

	へ。一ジ <sup>゛</sup>
あいさつ	
1. 経営理念 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
2. 経営方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3. 経営管理体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
4. J A の組織の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
(1) JAのプロフィール	
(2)機構図	
(3)役員構成(役員一覧)	
(4)組合員数	
(5)組合員組織の状況	
(6) 特定信用事業代理業者の状況	
(7) 地区一覧	
(8) 沿革・あゆみ	
(9) 店舗等のご案内	
5. 事業の概況 (令和6年度) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
6. 農業振興活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 1
7. 地域貢献情報 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
8. リスク管理の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
9. 自己資本の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 5
10. 主な事業の内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 5
【経営資料】	
I 決算の状況	
1. 貸借対照表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
2. 損益計算書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
3. 注記表等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
4. 剰余金処分計算書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
5. 部門別損益計算書(令和6年度) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
6. 財務諸表の正確性等にかかる確認 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 4
Ⅱ 損益の状況	
1. 最近の5事業年度の主要な経営指標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 5
2. 利益総括表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 5
3. 資金運用収支の内訳 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46
4. 受取・支払利息の増減額 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46
Ⅲ 事業の概況	
1. 信用事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46
(1) 貯金に関する指標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46
① 科目別貯金平均残高	
② 定期貯金残高	
(2) 貸出金等に関する指標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	47
① 科目別貸出金平均残高	

② 貸出金の金利条件別内訳残高	
③ 貸出金の担保別内訳残高	
④ 債務保証見返額の担保別内訳残高	
⑤ 貸出金の使途別内訳残高	
⑥ 貸出金の業種別残高	
⑦ 主要な農業関係の貸出金残高	
⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権保全	状況
⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況	
⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	
① 貸出金償却の額	
(3) 内国為替取扱実績 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 0
(4) 有価証券に関する指標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 0
① 種類別有価証券平均残高	
② 商品有価証券種類別平均残高	
③ 有価証券残存期間別残高	
(5) 有価証券等の時価情報等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 1
① 有価証券の時価情報	
② 金銭の信託の時価情報	
③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ	取引
2. 共済取扱実績 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 2
(1)長期共済保有高	
(2) 医療系共済の入院共済金額保有高	
(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高	
(4) 年金共済の年金保有高	
(5) 短期共済新契約高	
3. 農業・生活その他事業取扱実績 ・・・・・・・・・・・・・・・・	5 4
(1) 買取購買品取扱実績	
(2) 受託販売品取扱実績	
(3) 買取販売品取扱実績	
(4) 保管事業取扱実績	
(5) 利用事業取扱実績	
4. 指導事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 5
IV 経営諸指標	
1. 利益率 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 5
2. 貯貸率・貯証率 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 5
V 自己資本の充実の状況	
1. 自己資本の構成に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・	5 6
2. 自己資本の充実度に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・	5 7
3. 信用リスクに関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 9
4. 信用リスク削減手法に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・	63
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 ・・・	6 4
6 証券化エクスポージャーに関する東頂 ・・・・・・・・・・・・・・	6.4

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項 ・・・・・・・・	6 4
8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項・	6 4
9. 金利リスクに関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 5
VI 役員の報酬体系	
1. 役員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 6

#### 1. 経営理念

#### ≪ J A東能登川経営理念≫

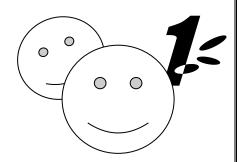
- 1 農を通じた地域づくり
- 2 安心して暮らせる地域づくり
- 3 元気なJAづくり

笑顔には不思議な魅力とパワーがあります。

笑顔のともしびを伝えていけたら、それはいつか大きな輪となって、 組合員さんを、地域を、職場を、そして JA 全体を覆うことでしょう。

組合員さんの笑顔、地域住民・利用者の笑顔、役職員の笑顔

「笑顔の JA、スマイル JA ナンバーワンを目指します。」



# 2. 経営方針

「持続可能な農業・地域共生の未来づくり」を実践し、自己改革による総合事業体としての機能を発揮します。

(1) 持続可能な食料・農業基盤の確立

農家組合員の所得増大と農業生産の拡大を目指し、多様な農業者による地域農業の振興を図ります。

- ・「JA グループ滋賀営農・経済革新プラン」の着実な実践
- 円滑な事業継承の推進
- ・大規模農業者との関係づくりの強化
- ・中小・家族経営の農業者に対する営農継続の支援
- (2) 持続可能な地域・くらし・組合員組織基盤の確立

地域の活性化を目指し、地域コミュニティの活性化と組合員の健康・幸福感の醸成を促します。

- ・JA くらしの活動によるメンバーシップの強化
- ・JA 健康寿命 100 歳プロジェクトの充実による組合員の健康増進
- ・JA 女性組織の活性化
- ・JA 総合事業機能の発揮に向けた連合会等による支援・補完
- (3) 不断の自己改革の実践を支える経営基盤の強化

「将来にわたる JA 経営の健全性」を確保します。

- ・「将来にわたる JA 経営の健全性」の確保のための JA グループ滋賀の「効率化戦略」の推進
- 「各 JA での徹底した経営改善」と「一定の経営レベルに到達」の先にある、組織再編の基本方向
- ・次世代の担い手(男性・女性)の JA 活動への参加・参画の促進と、アクティブ・メンバーシップ強化施策の策定・実践
- ・JA グループ滋賀の「基本的な取組み・活動の方向」の設定と実施に向けた「県域協議の場づくり」
- (4) 上記3つの取組みに横断的に関与する3つの取組み(プラス3)
- ①協同組合としての人づくり

協同組合運動者としての人づくり

経営基盤の強化に向けた人づくり

- ②「食」「農」「地域」「JA」にかかる国民理解の醸成 「食」「農」「地域」とこれらを支える「JA」にかかる国民理解の醸成
- ③「デジタル化」への対応

情報システム基本構想に通じた「デジタル化」への対応

#### JA 東能登川 自己改革工程表

JA東能登川は、平成26年より、組合員との徹底した対話に基づいて、「農家組合員の所得増大と農業生産の拡大」「総合事業による地域の活性化とくらしの支援」「自己改革を支えるJA経営基盤の確立」を基本目標とする創造的自己改革の実践に全力で取り組んできました。

この結果、平成29年度~平成30年度に実施した「JAの自己改革に関する組合員調査」等において、多くの正組合員から、一定の評価と自己改革への一層の期待、多くの准組合員から、総合事業の必要性や地域農業を応援したいとの声をいただくことができました。

今後とも、地域になくてはならないJAであり続けるため、組合員との徹底した対話を通じ、改革の取組みと成果について評価を把握し、次の改革につなげることで、PDCAサイクルを回し、総合事業を基本として「不断の自己改革」を着実に実践します。

#### 農家組合員の所得増大・農業生産の拡大の取り組みについて

農家組合員の所得増大(農家組合員の売上増加・コスト低減)につながる次の取り組みについて、目標及び実践具体策を策定し、取り組みを進めます。

- ①出荷米の事前契約による販売先の確保と安定的な販売力の強化
- ②水田利用型作物の定着化

大豆、小豆や野菜など水田を活用した作物の生産振興

③省力型肥料等による生産コストの低減と作業効率の向上 銘柄集約肥料や、10 kg袋中心とした大型規格農薬の普及拡大

「地域の活性化」に向けて、次のことに取り組みます。

ア. 健康寿命 100 歳プロジェクトの実践 イ. 管内小学校と連携した食農教育活動の実施

管内の人口動向は減少傾向にあり、少子高齢化が進展しております。農業経営体は5年前と比較すると全体で2割程度減少していますが、法人経営は3割程度増加しています。また、農業生産額は上昇傾向に推移していますが、JAの販売品販売高は、3億円前後で推移している状況です。

こうした情勢の中、JAとして5年後の収支シミュレーションを行ったところ、5年後には現状と比べて事業利益が減少するものの一定水準の利益を確保できる見通しとなりました。これまで行ってきた自己改革と経営基盤強化を通じた事業改革の成果が表れてきている一方で、事業総利益の減少を事業管理費の削減で補っている収支構造も見られるため、5年後のその先を見通しての事業改革に取り組んでいく必要があります。

このことから、令和3年度より取り組んでおります「経営改善計画」では、「将来にわたる JA 東能登川の健全性の確保」をテーマとし、「有価証券の売却益(キャピタル取引)に頼らない JA 東能登川の経営体質(収支構造)の再構築」を目指しています。

また、自己改革を支える JA 経営基盤を確保するために、販売力の強化を通じた事業伸長や経済事業(購買・販売・施設)の収支改善を図ることはもとより、葬祭事業、直売所の運営改善を行うとともに、信用、共済事業など全事業について改善を図り、健全で持続性のある経営を確立することが課題となっています。

自己改革の実践にあたっては、小規模 JA である利点を生かし、訪問活動(JA ほーもん)や担い手会議、集落座談会を通じた「組合員との対話」により改革の評価を把握し、地域に根ざした JAを目指して、日常の正組合員の声を組合経営全般に生かすとともに、「正組合員とともに、地域農業や地域経済の発展を支える組合員」である准組合員の声も聴くことで、正組合員と准組合員が一体となった JA運営を実現します。

また、農業振興の応援団でもある准組合員の事業利用にあたっては、信用事業で貯金 29.5%、貸出金 82.4%、共済事業で11.9%、購買事業で 25.0%となっており、地域住民の生活に必要な生活支援機関としての役割を果たすとともに、一定の事業分量を確保することで事業運営の安定化を図り、正組合員へのサービスの確保・向上に寄与しています。引き続き、正・准組合員の利用状況を把握したうえで、「農家組合員の所得増大」につながるよう取り組みます。

# 3. 経営管理体制

# ◇経営執行体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員で構成される「総会」の決定事項を踏まえ、総会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、ガバナンスの強化を図っています。

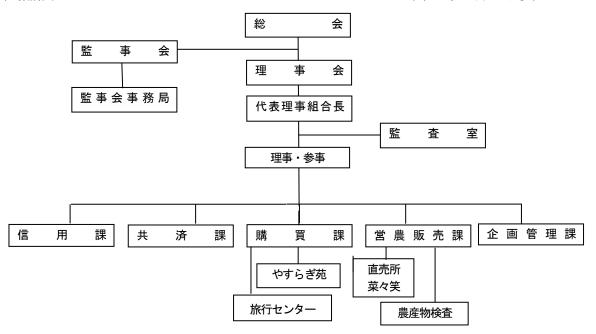
# 4. JA の組織の概要

# (1) JA のプロフィール

◇設 立	昭和23年4月	◇組合員数	1,284人
◇本店所在地	東近江市垣見町	◇役員数	13人
◇出 資 金	1. 7億円	◇職員数	32人
◇総 資 産	181億円	◇単体自己資本比率	18.40%

# (2) 機構図

令和6年12月31日現在



# (3) 役員構成(役員一覧)

(令和7年3月24日現在)

役員	氏 名	役員	氏 名	役員	氏 名
代表理事組合長	川南 誠孝	理事	水谷 進	代表監事	上林 慎治
理事・参事	小林 俊夫	II	山川 雅美	監事	上田 徳行
金融担当理事	上田 一行	11	井口 吉幸	員外監事	小島 菊代
筆 頭 理 事	大西 由治	11	荻野 こよ子		
理事	山本 清治	JJ	井口 弥一郎		

# (4)組合員数

(単位:人、団体)

区分	令和5年度	令和6年度	増減
正組合員	482	472	△10
個 人	472	462	△10
法人	10	10	0
准組合員	792	812	20
個人	767	788	21
法人	0	0	0
その他の団体	25	24	$\triangle 1$
合 計	1, 274	1, 284	10

# (5)組合員組織の状況

(単位:人)

組 織 名			7 		構成員数
農	事	改 良	組	合	12集落
女		性		部	42名
年	金	友	Ø	会	839名
地:	域 農 業	者連約	各協語	養会	認定農業者13名 集落農業団体等11団体

当組合の組合員組織を記載しています。

(6) 特定信用事業代理業者の状況

該当する代理業者はありません。

# (7) 地区一覧

【東近江市】 長勝寺町、神郷町、種町、今町、垣見町、躰光寺町 小川町、川南町、阿弥陀堂町、新宮町、乙女浜町

# (8) 沿革・あゆみ

JA東能登川管内は、滋賀県の東部・1級河川愛知川左岸河口付近に展開する湖辺部平坦地で肥沃な耕地に恵まれた地区であるがJR琵琶湖線を境として、東部地域は住宅開発が進み又、愛知川沿岸については、工業地域として線引がなされ大小の企業の誘致を見ている。

JA東能登川管内12地区の耕地面積472haの内水稲作付面積299haを1 13戸の農家が耕作している水稲単作地帯であり、生産調整として小麦を中心とした集団転作、水田利用園芸作物に取り組んでいる。

集落営農組合組織、農事組合法人による、大型機械の共同利用で農地を守る営農が進められている。

#### 【JAのあゆみ】 昭和23年 4月 東能登川町農業協同組合設立 29年 1月 農協共済事業開始 48年 貯金残高10億円突破 48年12月 簡易ガス事業大阪通産局認可 貯金業務に電算機(バロース)導入 49年 49年10月 系統為替滋賀県センター発足 50年 7月 国庫金振込事務取扱い開始 51年10月 能登川町中部地区圃場事業 乙女浜地区より工事開始 52年 貯金残高20億円突破 55年 7月 貯金業務オンライン化実施 端末機オリベッティ導入 為替業務オンライン化実施 55年10月 55年12月 第1回農業まつり開催 55年 貯金残高30億円突破 56年11月 貸付業務オンライン化実施 57年 1月 県下農協間貯金ネットサービス開始 57年 8月 乾燥調製施設(ライスセンター)小川に建設稼動 58年 3月 全銀加盟に伴い東能登川農業協同組合に名称変更、農機具格納庫(小川)231.4 ㎡ 建設 全銀内国為替制度加盟 58年 9月 58年11月 キャッシュサービス開始、CD設置 59年 3月 全国農協間ネットサービス開始 60年 3月 東能登川農協 年金友の会設立 60年 6月 低温倉庫 1,000t 収容(麦 200t、米 800t) 小川に建設 61年 6月 葬祭事業開始 連倉下屋裏(垣見)323.11 m2改修建設 61年 9月 62年 8月 農産物集荷場(小川)214.44 m²建設 62年 貯金残高50億円突破 63年 4月 滋賀銀行とのCDオンライン提携(SNS)開始 ライスセンター荷受2系列貯留乾燥機(150 t) 増設稼動 63年 5月 63年10月 共済業務オンライン化実施 都銀、地銀とのCDオンライン提携(MICS)開始 平成 2年 7月 2年 8月 種農産物集荷場 439.9 m<sup>2</sup>、建設連倉下屋表(垣見) 198.32 m<sup>2</sup>改修建設 2年 貯金残高60億円突破 3年 2月 サンデーバンキング開始 4年 4月 農協CI導入 愛称は「JA」に 4年 貯金残高70億円突破 5年 9月 本所(垣見)事務所1,200.9 m<sup>2</sup>新築完成 本所(垣見)購買倉庫 199.65 m3新築完成、 購買業務・日計業務オンライン化開始 5年11月 6年 6月 販売業務オンライン化開始 6年 9月 国債等窓販業務(自己窓販)の取扱開始

旅行業務の取扱開始・Nツアー端末機設置

第24回優良農業倉庫事業者 全農会長賞受賞

8年10月

10年 2月

10年 4月

11年 3月

貸出金10億円突破

第50回通常総会開催

- 11年 6月 集落営農連絡会 (7集落) 設立
- 11年10月 信用事業ジャステム移行稼動・信用情報端末機設置

3級ホームヘルパー養成講座4IA(滋賀蒲生、湖東、西小椋、) 共催

- 12年 4月 全国共済連(全共連)統合
- 13年 4月 全農と県経済連が統合・一般旅行業務取扱開始
- 13年 9月 ライスセンター米出荷用紐くくりロボット導入
- 13年10月 農業生産総合対策事業大豆コンバイン導入
- 14年 7月 ライスセンター湿式除塵処理装置改修
- 15年 6月 朝市の開始
- 15年 7月 エコフォスター事業開始、米麦品質判定器、食味分析計導入
- 16年 4月 ハーブ米の作付開始(畦畔にハーブ「ペニーロイヤルミント」)植付
- 16年 6月 色彩選別機導入
- 16年 7月 第1回ふれあい夏まつり開催
- 16年12月 貯金残高80億円突破
- 17年 7月 登録商標「香りの風 水土里のハーブ娘」認可
- 18年 9月 JA東能登川 "虹のホール" 「やすらぎ苑」オープン
- 18年12月 第25回農業まつり開催
- 19年 2月 第6回 JA バンク全国大会優績 JA 受賞
- 19年 5月 東能登川農協地域水田農業推進協議会設立総会
- 19年10月 玄米蔵出しオーナー制度開始
- 20年 3月 第60回通常総会開催
- 22年 8月 ライスセンター主操作盤改修工事
- 23年 7月 Compass-JA 稼働 (県オンラインシステム)
- 23年12月 貯金残高100億円突破
- 25年 7月 農産物直売所「菜々笑」オープン、第10回ふれあい夏まつり開催
- 26年10月 平成26年度 臨時総会
- 26年12月 加工所「菜々笑の食卓」オープン
- 27年 2月 子会社(株)アグリやわたの郷設立
- 27年11月 東能登川農産物集荷場竣工式
- 27年12月 第35回農業まつり開催
- 28年 7月 事務所レイアウト変更工事
- 28年12月 貯金残高150億円突破
- 29年 7月 地域農業者連絡協議会設立
- 30年 3月 第70回通常総会開催
- 31年 3月 第71回通常総会開催
- 令和 1年 5月 元号が平成から令和へ
  - 2年 3月 第72回通常総会開催
  - 2年 4月 新型コロナウイルス感染防止のため、全国に緊急事態宣言が発令
  - 3年 3月 第73回通常総会開催
  - 4年 3月 第74回通常総会開催
  - 4年12月 第40回農業まつり開催
  - 5年 3月 第75回通常総会開催
  - 5年 7月 次期県システム稼働
  - 6年 3月 第76回通常総会開催
  - 7年 3月 第77回通常総会開催

店	舗	名		住 所	電話番号	ATM(現金自動化機 器)設置・稼働状況
本			所	東近江市垣見町818番地	0748-42-1345	1
やす	ら	ぎ	苑	東近江市林町 110-1 番地	0748-42-0983	_
ライス	セ	ンタ	ĺ	東近江市小川町 3420 番地	0748-42-4078	_
直売所	:	菜々	笑	東近江市垣見町 680 番地	0748-42-0831	_
農産物	勿	[ 荷	場	東近江市神郷町 1067 番地	_	_

# 5. 事業の概況(令和5年度)

# ○当該事業年度の末日における主要な事業活動の内容と成果

令和6年度は1月1日、石川県能登地方にてマグニチュード7.6の地震が発生したことに始まり、大雪、集中豪雨など災害の1年となりました。また、南海トラフ地震臨時情報の発表によりスーパー等で備蓄用品が品薄になるなど、米価格にも大きな影響が広がりました。管内におきましても、小麦では4月の降雹被害によって収穫皆無となる圃場もあり収量減、水稲では価格は上昇しましたが、令和5年産と同じく高温障害による収量減と品質低下、大豆は青立ちによる収量減と虫害による品質低下となりました。異常気象により主要3品目とも収量・品質低下など農産物の集荷については一層の厳しさを増した一年となりました。

事業活動では令和6年産米の作況指数は全国で「101」滋賀県は「100」(平年)と公表されましたが、当JAの集荷実績は24,659袋(計画比79.5%)となり、1等比率77.0%となりました。収量品質低下の要因は、出穂・開花期となる7月下旬~8月中旬が記録的な高温となった影響により不稔もみの発生とカメムシが多く発生し、米だけでなく大豆にも影響を及ぼしました。このような状況の中、ドローンによる一斉防除や土づくり資材の推進、営農事業説明会の意見交換にて収量・品質向上に取り組みました。また、令和7年産麦より栽培される「びわほなみ」の試験を行い地域農業者連絡協議会にて研修会を行いました。

また、令和3年度から取り組んでおります経営改善計画は4年が経過し、第6次中期経営計画とともに「持続可

能な農業・地域共生の未来づくり」をテーマに掲げ、総合事業としての機能を発揮し、各事業に取り組んでまいりました。経営状況につきましては、組合員・地域の皆さまの多大なるご理解・ご利用により、事業総利益190,503千円(計画比93.0%)、事業利益4,630千円となりました。

子会社 (株)アグリやわたの郷では、農家・集落営農組織と連携を図りながら地域農業を支える担い手として、米

・麦・大豆・野菜(キャベツ・ブロッコリー)など多品目栽培と農作業受託、麦・大豆経理一元化(2地区)に取り組みました。引き続き、合理的な組織運営並びにコスト低減により収益確保に努め、経営所得安定対策等の交付金を活用した経営基盤強化準備金を積み立て、計画的な農業機械の更新など財務の健全化を図り、地域農業の活性化をめざしました。

以下、各事業の成果についてご報告いたします。

#### 信用事業

農業・農業者の支援強化として低金利な農業近代化資金とアグリマイティー資金を提供し、農業経営をサポートさせていただきました。

年金振込を基軸に各種口座振替等メイン化に向けて取り組み、お誕生日プレゼントや年金友の会活動など 特典と楽しみのあるサービスの提供をさせていただきました。また、社会保険労務士による年金相談会を開 催し、年金請求手続きのお手伝いさせていただきました。

住宅・マイカー等のローン相談を通じて、給与振込・JA カード・ネットバンク等の推進を行い、生活メインバンクとして次世代・次々世代の獲得に取り組みました。

# 共済事業

3Q訪問活動や他事業との連携・情報を有効活用し、契約者とのつながり強化に取り組みました。 利用者ひとりひとりに応じた「ひと・いえ・くるま・農業」の総合保障の提案・相談活動を行いました。 管内での雹害の対応を中心に、共済金支払の迅速・適正化に取り組みました。

自動車共済では示談交渉において JA 共済連滋賀 自動車損害調査部と連携し早期解決に努めました。 サービス拡充のためw e b マイページ、J A共済アプリの登録推進を資料等で情報発信しました。 法令に基づく「適切な共済推進」を周知徹底し、組合員・利用者の満足度向上をめざし、 コンプライアンス態勢の強化に取り組みました。

# 購買事業

営農と連携し、水稲、小麦、大豆の品質・収量向上及び温暖化に対応するため、土づくりの利用推進、資材散布の請負作業を行いました。また、肥料・農薬の銘柄集約や早期仕入によるコスト低減、安定供給に取り組みました。

環境保全の取り組みとして、初めに環境こだわり栽培からプラスチックを使用しない被覆レス肥料への切り替えの提案を行いました。作物別に順次、検討し提案を行います。

#### 6. 農業振興活動

# 指導事業

水稲は夏の高温障害で品質、収量に大きく影響しました。麦は4月の降雹被害により、刈取不可の圃場もあり収量が減少しました。大豆については虫害による品質低下、青立ちによる収量減少となりました。 園芸野菜は4月の降雹被害、夏の猛暑や水不足(降雨)、温暖化により一部被害が見られ、品質、収量に大きく影響いたしました。

JA東能登川地域農業者連絡協議会では、令和7年産麦より品種転換される「びわほなみ」の栽培に向けて研修会等を開催しました。また、令和7年産米に向けて販売状況や卸業者との意見交換を行いました。

# 販売事業

各町農業関係組織の理解と協力を頂きましたが、米の集荷は夏の猛暑等の影響で収量が減少したことにより、過去最低の集荷数となりました。

実需者・消費者ニーズに対応した農産物の有利販売に取り組みました。

蔵出しオーナー等、産地直売は米不足の影響により取扱量増大となりました。

# 利用事業

水稲育苗は播種計画に基づき健苗づくりに努め、高品質な苗を供給することが出来ました。

米麦共同乾燥調製施設は共同利用の促進、維持管理の徹底、適正稼動で施設運営コストの低減を目指しました。

大豆乾燥調製は品質低下等の影響により減少しました。新たに乾燥機を導入し処理速度を上げるとともに、 集約した乾燥調製で品質向上に努め、作業の効率化と低コスト化を図りました。

スマート農業への取り組みはドローンによる防除に取り組みました。

事業間連携は近隣JAと水稲育苗、機械倉庫、玉ねぎ機械の事業間連携を行い管理コストの低減に取り組みました。

# 7. 地域貢献情報

「夏まつり」「農業まつり」の開催に伴いイベント等を行うとともに SNS を通じて、少しでも多くの方に直売 所を知ってもらうような取り組みを行いました。

食と農の大切さが学べる食農教育の取り組みとして、能登川東小学校5年生児童を対象に田んぼの学校を開催しました。また、3年生の授業の中で「畑・野菜づくり・たんきゅう」に協力しました。

「健康寿命 100 歳プロジェクト」の取り組みとして地域の皆様の健康を守るため J A 健診を実施し、JA 共済連地域貢献活動の支援として受診料の一部を助成させていただきました。

# 8. リスク管理の状況

# ◇リスク管理体制

# [リスク管理基本方針等]

組合員・利用者の皆さまに安心して JA をご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく認識すべきリスク の種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用 防止対策(マネロン等対策)の重要性はこれまでになく高まっています。当 J A ではマネロン等対策を重 要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

# ① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランスを含む。)の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当 JA は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資審査部を設置し、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

### ② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランスを含む。)の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当 JA では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した ALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当 JA の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクへッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

# ③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)のことです。

当 JA では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

# ④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。 当 JA では、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

# ⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当 JA では、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

# ⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が 損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのこ とです。当 JA では、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、シ ステムの万一の災害・障害等に備え、「緊急時対応マニュアル」(又は「不測時対応計画」)等を策定し ています。

# ◇法令遵守体制

#### [コンプライアンス基本方針]

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者の皆さまからの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス(法令等遵守)を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

# [コンプライアンス運営態勢]

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、コンプライアンス推進担当者を 設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を 行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置 し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口の「組合員相談室」を設置しています。

# ◇金融ADR制度への対応

#### ① 苦情処理措置の内容

当 JA では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をチラシ等で公表するとともに、JA バンク相談所や JA 共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当 JA の苦情等受付窓口【電話:0748-42-1345(月~金 9時~15時)】

② 紛争解決措置の内容

当 JA では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

•信用事業

滋賀弁護士会【電話:077-522-3238】 京都弁護士会【電話:075-231-2378】

① の窓口または JA バンク相談所 (一般社団法人 JA バンク、JF マリンバンク相談所、電話:03-6837-1359) にお申し出ください。なお、各弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能ですが、滋賀弁護士会へ直接お申し立てをされる場合には、事前に弁護士による法律相談(有料)を受け、紹介状を作成してもらう必要があります。

#### • 共済事業

(一社) 日本共済協会 共済相談所【電話:03-5368-5757】 https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html

(一財) 自賠責保険·共済紛争処理機構【電話:本部 0120-159-700】 https://www.jibai-adr.or.jp/

(公財) 日弁連交通事故相談センター【電話:本部 0570-078-325】 http://www.n-tacc.or.jp/

(公財) 交通事故紛争処理センター【電話:東京本部 03-3346-1756】 https://www.jcstad.or.jp/

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

(https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html)

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧いたただくか、①の窓口にお問い合わせ下さい。

#### ◇内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、当JAすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。 監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

# 9. 自己資本の状況

#### ◇自己資本比率の状況

当 J Aでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者の皆さまのニーズにお応えするため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和 6 年 12 月末における自己資本比率は、18.40%となりました。

# ◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当 J Aの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○普诵出資による資本調達額

項目	内 容
発行主体	東能登川農業協同組合
資本金調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入	171,728 千円
した額	

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、平成19年度から、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に促え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

# 10. 主な事業の内容

# (1) 主な事業の内容

#### [信用事業]

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、JA・信連・農林中央金庫という3段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

# ◇貯金業務

組合員の皆さまはもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

# ◇貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

# ◇為替業務

全国の JA・信連・農林中央金庫の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当 J A の窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

# ◇その他の業務及びサービス

当 JA では、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主の皆さまのための給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っています。

また、国債(新窓販国債・個人向け国債)の窓口販売の取り扱い、国債の保護預かり、全国の JA での貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストアーなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

#### ◇手数料一覧

- ○内国為替手数料
- ○貯金業務に関する手数料
- 〇ATM利用手数料
- ○貸出金に関する手数料
- ○その他の業務手数料(債券口座管理、保護預かり、窓口両替、ネットバンク、アンサーサービスなど)

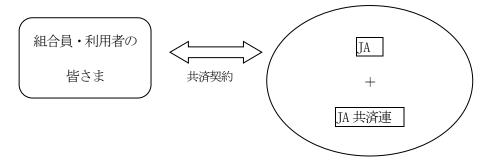
#### [共済事業]

JA 共済は、JA が行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆さまの生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

JA 共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

#### ◇JA共済の仕組み

JA 共済は、平成17年1月1日から、JA と JA 共済連が共同で共済契約をお引き受けしています。JA と JA 共済連がそれぞれの役割を担い、組合員・利用者の皆さまに密着した生活総合保障活動を行っています。



JA: JA 共済の窓口です。

JA 共済連: JA 共済事業の企画・開発・資産運用業務や支払共済にかかる準備金の積み立てなどを行っています。

#### [農業関連事業]

#### ◇指導事業

農業者の高齢化、担い手・後継者の不足が地域農業の大きな問題となっています。

このようななか、めまぐるしく変わる農業情勢の動向を見極め、地域農業の振興を図るとともに、持続可能な農業の実現を目指します。

また、集落営農組織の基盤強化と併せ、地域農業の受け皿となる JA 子会社を設立し、「耕作放棄地発生ゼロ対策」に向けた取組みを進めるための事業展開に努めます。

# ◇販売事業

安全・安心な食料の供給、食料自給率の向上と併せ需要に応じた安全・安心な農産物の生産・流通の促進強化に営農部門と一体となり取り組み販路の拡大に努めます。

#### ◇購買事業

肥料・農薬などの農業生産に必要な生産資材を営農指導と連携し、組合員に「安くて安全で良質の品物を安定的に供給する」ことを目的とし、サービスの提供に努めます。

また生活資材においては、食品・生活用品・耐久消費財など生活に必要な品目を供給するように取り組みます。

# (2) 系統セーフティネット (貯金者保護の取り組み)

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度(農水産業協同組合貯金保険制度)」との2重のセーフティネットで守られています。

#### ◇「JAバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律)」に則り、JA バンク会員(JA ・信連・農林中金)総意のもと「JA バンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JA バンクシステム」といいます。

「JA バンクシステム」は、JA バンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

# ◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JA バンクの健全性を確保し、JA 等の経営破綻を未然に防止するための JA バンク独自の制度です。具体的には、(1) 個々の JA 等の経営状況についてチェック(モニタリング)を行い、問題点を早期に発見、(2) 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3) 全国の JA バンクが拠出した「JA バンク支援基金※」等を活用し、個々の JA の経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※令和5年3月末における残高は1,651億円となっています。

# ◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

# ◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構(農水産業協同組合貯金保険機構)の責任準備金残高は、令和5年3月末現在で4,708億円となっています。

# 【経営資料】

# I 決算の状況

# 1. 貸借対照表

科目	5年度(令和5年12月31日)	( <u>申位</u> 6年度(令和6年12月31日)
(資産の部)		
1 信用事業資産	18, 487, 229	17, 174, 679
(1) 現金	31, 189	40, 474
(2) 預金	16, 245, 090	14, 427, 826
系統預金	(16, 242, 967)	(14, 425, 176)
系統外預金	(2, 122)	(2, 650)
(3) 有価証券	798, 630	1, 152, 830
国債	(310, 800)	(681, 740)
地方債	(209, 620)	(205, 870)
政府保証債	(278, 210)	(265, 220)
(4) 貸出金	1, 353, 190	1, 492, 987
(5) その他の信用事業資産	59, 425	60, 867
未収収益	(57, 133)	(56, 514)
その他の資産	(2, 291)	(4, 352)
(6) 貸倒引当金	△ 296	△ 307
2 共済事業資産	615	127
3 経済事業資産	244, 548	259, 753
(1) 経済事業未収金	37, 935	42, 060
(2) 経済受託債権	156, 807	164, 416
(3) 棚卸資産	39, 368	43, 371
購買品	(39, 015)	(42, 888)
その他の棚卸資産	(352)	(483)
(4) その他の経済事業資産	11, 118	10, 576
(5)貸倒引当金	△ 680	△ 672
4 雜資産	29, 676	33, 133
5 固定資産	204, 485	202, 923
(1) 有形固定資産	204, 271	204, 004
建物	(706, 384)	(706, 734)
機械装置	(331, 797)	(339, 222)
土地	(76, 692)	(76, 692)
その他の有形固定資産	(159, 947)	(159, 930)
減価償却累計額	$(\triangle 1,070,551)$	$(\triangle 1, 080, 575)$
(2)無形固定資産	214	919
6 外部出資	460, 825	460, 045
(1) 外部出資	460, 825	460, 045
①系統出資	(437, 145)	(437, 145)
②系統外出資	(8, 780)	(8,000)
③子会社出資 7 繰延税金資産	(14, 900)	(14, 900)
,,, = , = ,	,	28, 908
資産合計	19, 456, 681	18, 159, 571

				(単位:十円
科	5年度(令和5	年12月31日)	6年度(令和6	年12月31日)
(負債の部)				
1 信用事業負債	18, 261, 788		17, 021, 241	
(1) 貯金		18, 249, 629		16, 994, 047
(2) その他の信用事業負債		12, 158		27, 193
未払費用		(4, 174)		(5,537)
その他の負債		(7,984)		(21,655)
2 共済事業負債	47, 488		34, 095	
(1) 共済資金		21, 234		9, 801
(2) 未経過共済付加収入		25, 668		24, 182
(3) 共済未払費用		585		111
(4) その他の共済事業負債		_		_
3 経済事業負債	99, 434		119, 109	
(1) 経済事業未払金		55, 014		69, 102
(2) 経済受託債務		40, 639		47, 176
(3) その他の経済事業負債		3, 780		2, 831
4 雑負債	34, 087	,	24, 308	,
(1) 未払法人税等	,	5,000	,	310
(2) 資産除去債務		15, 391		15, 394
(3) その他の負債		13, 696		8,603
5 諸引当金	147, 788	10, 000	135, 119	o, 000
(1) 賞与引当金	111,100	11, 440	100, 110	10, 270
(2) 退職給付引当金		107, 211		98, 035
(3) 役員退任慰労引当金		11, 486		12, 296
(4) 特例業務負担引当金		17, 651		14, 517
負債合計		18, 590, 587		17, 333, 873
(純資産の部)				
1 組合員資本	965, 073		970, 523	
(1) 出資金	,	166, 634	,	171, 728
(2) 資本準備金		332		332
(3) 再評価積立金		1,842		1,842
(4) 利益剰余金		796, 328		796, 655
利益準備金		(188, 400)		(190, 800)
その他利益剰余金		(607, 928)		(605, 855)
施設等改修積立金		250, 000		250, 000
有価証券価格変動積立金		27, 900		27, 900
税効果調整積立金		28, 815		28, 908
次期情報システム更改積立金		10, 000		15, 000
特別積立金		224, 000		228, 000
当期未処分剰余金		67, 213		56, 047
(うち当期剰余金)		11, 994		4, 836
(5) 処分未済持分		△64		<u>4,030</u> △35
2 評価・換算差額等	△98, 978		△144 <b>,</b> 826	
(1) その他有価証券評価差額金		△98, 978		△144 <b>,</b> 826
純資産合計		866, 094		825, 697
負債及び純資産合計		19, 456, 681		18, 159, 571
只頃以し7元貝/生口司	1	19, 400, 001		10, 109, 011

# 2. 損益計算書

		(単位:千円)
	5年度	6年度
科    目	自 令和5年1月1日	自令和6年1月1日
	至 令和5年12月31日	至 令和6年12月31日
1 事業総利益	220, 062	190, 503
事業収益	494, 071	467, 486
事業費用	274, 009	276, 982
(1) 信用事業収益	102, 344	103, 877
資金運用収益	94, 406	95, 225
(うち預金利息)	(63, 558)	(62, 157)
(うち有価証券利息)	(7,995)	(8, 324)
(うち貸出金利息)	(12, 541)	(12, 947)
(うちその他受入利息)	(10, 310)	(11, 795)
役務取引等収益	2, 564	2, 595
その他事業直接収益		
その他経常収益	5, 373	6,056
(2) 信用事業費用	23, 006	29, 034
資金調達費用	5, 597	8, 083
(うち貯金利息)	(5, 546)	(7,987)
(うち給付補填備金繰入)	(8)	(8)
(うち借入金利息)	(6)	(1)
(うちその他支払利息)	(35)	(85)
役務取引等費用	1, 753	1,864
その他事業直接費用	_	
その他経常費用	15, 655	19, 086
(うち貸倒引当金繰入額)	_	(10)
(うち貸倒引当金戻入益)	(△48)	(-)
信用事業総利益	79, 338	74, 842
(3) 共済事業収益	46, 865	44, 610
共済付加収入	44, 478	42, 311
その他の収益	2, 387	2, 298
(4) 共済事業費用	3, 329	2, 442
共済推進費	1, 599	1, 240
共済保全費	315	311
その他の費用	1, 414	891
共済事業総利益	43, 536	42, 168
(5) 購買事業収益	207, 141	203, 523
購買品供給高	203, 778	199, 304
購買手数料	1,038	795
その他の収益	2, 324	3, 422
(6) 購買事業費用	161, 071	164, 957
購買品供給原価	150, 694	154, 355
その他の費用	10, 376	10, 601
(うち貸倒引当金繰入額)	(-)	(-)
(うち貸倒引当金戻入益)	(△31)	(△5)
(うち貸倒損失)	(-)	(3)
購買事業総利益	46, 070	38, 566
(7) 販売事業収益	31, 956	32, 399
販売品販売高	7, 188	8, 502
販売手数料	20, 586	18, 815
7.0 -0 -4 22×1 1	_==, ===	10,010

	5年度	6年度
科目	自 令和5年1月1日	自 令和6年1月1日
	至 令和5年12月31日	至 令和6年12月31日
るの他の四光		
その他の収益	4, 181	5, 081
(8) 販売事業費用	14, 581	16, 945
販売品販売原価	5, 939	7,014
販売費	5, 880	6, 278
その他の費用	2, 762	3, 653
(うち貸倒引当金繰入額)	(5)	(6)
販売事業総利益	17, 374	15, 453
(9) 保管事業収益	5, 842	4, 974
(10) 保管事業費用	2, 431	1,986
保管事業総利益	3, 411	2, 987
(11)利用事業収益	98, 265	76, 520
ライスセンター収益	30, 696	17, 655
育苗センター収益	14, 949	17, 589
葬祭収益	30, 761	25, 078
その他利用収益	21, 857	16, 197
(12) 利用事業費用	66, 599	58, 590
ライスセンター費用	22, 856	
育苗センター費用	8, 323	10, 232
葬祭費用	25, 015	23, 013
その他利用費用	10, 403	3, 732
利用事業総利益	31, 665	17, 930
(13) 指導事業収入	1, 655	1, 581
賦課金	506	506
指導雑収入	1, 148	1, 075
(14)指導事業支出	2, 989	3, 026
営農改善費	242	258
生活改善費	613	536
広報活動費	739	697
農政活動費	207	212
指導雜費	1, 185	1, 320
指導事業収支差額	$\triangle 1,334$	$\triangle 1,455$
2 事業管理費	202, 196	185, 873
(1) 人件費	151, 275	133, 924
(2) 業務費	16, 746	16, 251
(3) 諸税負担金	8, 696	8, 317
(4) 施設費	25, 215	26, 370
(5) その他事業管理費	262	1,009
事業利益	17, 865	4,630
3 事業外収益	8, 002	7, 097
(1) 受取出資配当金	5, 869	6,024
(2) 賃貸料	96	98
(3) 雑収入	2,037	974
4 事業外費用	8, 481	4, 054
(1) 寄付金 (2) 雑損失	7, 422	3, 600
(石) 本田良人で	1,058	453
 経 常 利 益	17, 387	7,672
/生 市 型 <u>二</u>	11, 301	1,012

			5年度		6年度
科	目		15年1月1日	白	令和6年1月1日
11	H		15年12月31日		令和6年12月31日
		工 1171	10 <del>  1</del> 2/101		11440 -12/1014
   5 特別利益		87		1 706	
- 14/441411111		01		1, 706	
(1) 固定資産処分益 (2) 一般補助金			87		1 706
6 特別損失		87	01	1 706	1, 706
		01	0	1, 706	0
(1) 固定資産処分損			0 87		1 706
(2) 固定資産圧縮損			87		1, 706
(3) 減損損失			_		_
税引前当期利益		17, 387		7,672	
法人税、住民税及び事業	<b>坐</b>	17, 307	5, 878		2, 443
法人税等調整額	长化儿		5, 676 △485		2, <del>44</del> 3 392
		F 200	△400	9 996	392
法人税等合計		5, 392		2,836	
当期剰余金		11, 994	50.010	4,836	F0 010
当期首繰越剰余金			50, 218		50, 818
税効果調整積立金取崩額					392
次期システム更改積立金取崩			5, 000		_
当期未処分剰余金			67, 213		56, 047

#### 3. 注記表

【令和6年度 注記表】

- I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
- 1. 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法
  - ① 満期保有目的の債券・・・・償却原価法(定額法)
  - ② 子会社株式・・・・移動平均法による原価法
  - ③ その他有価証券
    - ・時価のあるもの・・・・時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
    - ・市場価格のない株式等・・・・移動平均法による原価法
- 2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
  - ・購買品(単品管理商品及び数量管理商品)
    - ・・・総平均法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)
  - ・購買品(集約管理商品)・・・売価還元法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)
  - ・その他棚卸資産・・・最終仕入原価法に基づく原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

#### 3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法(ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(附属設備を除く。)及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属 設備及び構築物は定額法)を採用しています。

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。なお、当組合利用のソフトウェアについては、組合内における利用可能期間(5年間)で定額法 こより償却しています。

# 4. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実 質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を 計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権で、 債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、不保全額から、当 該キャッシュ・フローにより見積もった回収可能額を除いた額を予想損失額として引き当てています。なお、債権額が1,000千円 未満の債権については過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算出した金額を計上しています。

上記以外の債権(正常先及び要注意先(要管理先を含む。))については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて、算定しています。すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しております。

#### (2) 賞与引当金

賞与引当金は、職員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付にかかる期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法を適用 しています。

#### (4)役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

#### (5)特例業務負担引当金

特例業務負担引当金は、農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当事業年度末における将来負担見込額を計上しています。

#### 5. 収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

#### 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、主に組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

#### ② 販売事業

主に組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、 当該時点で収益を認識しております。

#### ③ 保管事業

主に組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

#### ④ 利用事業

農業関連事業は、主にライスセンター・育苗施設等を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各施設において行われる組合員が生産した農産物の調製、組合員が農産物を生産するための苗の育成等の施設利用目的を達成した一時点において充足されると判断し、農産物の調製等作業の完了時点、育成した苗の引渡時点等の利用サービスの完了時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。また、利用事業のうち葬祭事業は、葬祭ホール等を活用した葬儀サービスによるものであり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、一連の葬儀サービスが完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨て表示しています。また、記載金額未満の残高がある科目については「0」と表示しています。

- 8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項
- (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っております。

また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

# Ⅱ. 会計上の見積りに関する注記

- 1. 繰延税金資産の回収可能性
- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産(純額) 28,908 千円
- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。 課税所得の見積額については、令和7年2月に作成した収支シミュレーションを基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積もっております。 しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税

金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度 以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

#### Ⅲ. 貸借対照表に関する注記

1. 固定資産の圧縮記帳額

国庫補助金等の受領により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳累計額は348,097 千円であり、その内訳は次のとおりです。

土地・・25,956 千円 建物・・130,346 千円

構築物・・15,635 千円 機械装置・・170,304 千円 器具及び備品・・4,215 千円 (うち当期圧縮額 135 千円) 車輌運搬具・・70 千円 無形固定資産・・1,571 千円 (うち当期圧縮額 1,571 千円)

2. 担保に供している資産

定期預金200,000 千円を借入金(当座借越) 担保に供しています。また、定期預金1,000,000 千円を為替決済の担保にそれぞれ供しています。

- 3. 子会社に対する金銭債権・金銭債務
  - ・子会社に対する金銭債権の総額は、8,175千円です。
  - ・子会社に対する金銭債務の総額は、21,991 千円です。
- 4. 役員に対する金銭債権・金銭債務

開示すべき理事及び監事に対する金銭債権・金銭債務はありません。

5. 信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額債権のうち、破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものはありません。 なお、それぞれの定義は次のとおりです。

- ① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により 経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- ② 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った 債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。) です。
- ③ 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権 及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。
- ④ 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

#### IV. 損益計算書に関する注記

- 1. 子会社等との取引高の総額
  - (1) 子会社等との取引による収益総額

うち事業取引高23,390 千円うち事業取引以外の取引高479 千円合計 23,869 千円

(2) 子会社等との取引による費用総額

うち事業取引高644 千円うち事業取引以外の取引高- 千円合計644 千円

#### V. 金融商品に関する注記

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、農家組合員や地域から預かった貯金をもとに、農家組合員や地域内の企業や団 体等へ貸付けを行っています。また、残った余裕金を滋賀県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債等の債券の有価証券による運用を行っています。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクにさらされています。また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及びその他有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクにさらされています。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### ① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に審査部署を設置し与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フロー等により償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準等厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

#### ② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定 化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応 度分析等を実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通し等の投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定した方針等に基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうか確認し、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

#### (市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金です。当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が 0.25%上昇したものと想定した場合には、経済価値が 8,462 千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

#### ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む。)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む。)が含まれています。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

# 2. 金融商品の時価等に関する事項

# (1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。 なお、市場価格のない株式等については、次表に含めず、(3)に記載しています。

種類	貸借対照表計上額	時価	差額
預 金	14, 427, 826	14, 398, 364	△29, 462
有価証券	1, 152, 830	1, 148, 950	△3, 880
満期保有目的の債券	499, 950	496, 070	△3, 880
その他有価証券	652, 880	652, 880	
貸出金	1, 492, 987		
貸倒引当金(注)	△307		
貸倒引当金控除後	1, 492, 680	1, 496, 560	3,880
資 産 計	17, 073, 336	17, 043, 874	△29, 462
貯 金	16, 994, 047	16, 970, 319	△23, 727
負 債 計	16, 994, 047	16, 970, 319	△23, 727

<sup>(</sup>注) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

#### (2) 金融商品の時価の算定方法

# 資 産

#### ①預 金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap 以下OISという) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

#### ②有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

# ③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

#### 【負 債】

# ①貯 金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位:千円)

貸借対照表計上額

外部出資	460, 045
------	----------

# (4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

					(112:114)		
	種類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
			2 +Wr 1	3 十 <u>以</u> [1	4 +Wr)	0 十 <u>以</u> r 1	
	預 金	14, 427, 826	-	_	_	_	_
	有価証券	-	_	_	_	500,000	800,000
	満期保有目的 の債券	-	-	-	_	400, 000	100, 000
	その他有価証 券のうち満期 があるもの	-	-	-	-	100, 000	700, 000
貸出	出金(注)	106, 186	95, 191	93, 565	85, 031	78, 636	1, 034, 376

(注)貸出金のうち、当座貸越7,053千円については「1年以内」に含めています。

# (5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

種 類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(注)	16, 246, 722	175, 591	537, 217	17, 567	16, 947	ı

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

# VI. 有価証券に関する注記

# (1) 満期保有目的の債券

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計	国債	399, 950	398, 440	△1,510
上額を超えるもの	地方債	100, 000	97, 630	△2, 370
合	計	499, 950	496, 070	△3, 880

# (2) その他有価証券

(単位:千円)

			(十四・111)	
	種類	貸借対照表 計上額	取得原価 又は償却原価	差額
	債 券	105, 870	99, 976	5, 893
貸借対照表計上額が取	地方債	105, 870	99, 976	5, 893
得原価又は償却原価を 超えるもの	小 計	105, 870	99, 976	5, 893
	債 券	547, 010	697, 729	△150, 719
貸借対照表計上額が取	国債	281, 790	397, 729	△115, 939
得原価または償却原価	政府保証債	265, 220	300,000	△34, 780
を超えないもの	小 計	547, 010	697, 729	△150, 719
合 計		652, 880	797, 706	△144, 826

なお、上記差額が「その他有価証券評価差額金」として計上されています。

#### VII. 退職給付に関する注記

#### 1. 退職給付に係る注記

#### (1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、独立行政法人勤労者退職金共済機構との契約による中小企業退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金・退職給付費用の計上にあたっては、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法 を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表	(単位:千円)
期首における退職給付引当金	107, 211
退職給付費用	10, 130
退職給付の支払額	△19, 306
期末における退職給付引当金	98, 035

### (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位:千円)

退職給付債務	135, 798
年金資産	△37, 763
未積立退職給付債務	98, 035
退職給付引当金	98, 035

#### (4) 退職給付に関連する損益

(単位:千円)

簡便法で算定した退職給付費用

10, 130

# 2. 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員 共済組合法等を廃止する等の法律」附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要す る費用に充てるため拠出した特例業務負担金1,856千円を含めて計上しています。

なお、当組合が、翌事業年度以降において負担すると見込まれる特例業務負担金の額は15,556千円となっています。

# VⅢ. 税効果会計に関する注記

# 1. 繰延税金資産の発生原因別の主な内訳

(単位:千円)

# (繰延税金資産)

退職給付引当金	27, 057
役員退職慰労引当金	3, 393
賞与引当金	2, 834
未払費用	438
未払事業税	41
特例業務負担引当金	4,006
資産除去債務	4, 248
外部出資償却	165
固定資產減損損失	8,732
棚卸資産評価損	26
その他有価証券評価差額金	39, 971
その他	161
繰延税金資産小計	91, 079
評価性引当額	△62, 171
繰延税金資産合計	28, 908

# 2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.6%
法定美効柷率	27.6%

# (調整)

交際費等永久に損金に算入されない項目	13. 7%
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△10.8%
事業の利用分量による配当	△6. 3%
住民税均等割等	4.0%
過年度法人税等支払額	27. 8%
評価性引当額の増減	△55. 7%
その他	36. 7%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.0%

# IX. 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 5.収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

#### 【令和5年度 注記表】

- I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
- 1. 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法
  - ① 満期保有目的の債券・・・・償却原価法(定額法)
  - ② 子会社株式・・・・移動平均法による原価法
  - ③ その他有価証券
    - ・時価のあるもの・・・・時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
    - ・市場価格のない株式等・・・・移動平均法による原価法
- 2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
  - ・購買品(単品管理商品及び数量管理商品)
    - ・・・総平均法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)
  - ・購買品(集約管理商品)・・・売価還元法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)
  - ・その他棚卸資産・・・最終仕入原価法に基づく原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

- 3. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産

定率法(ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(附属設備を除く。)及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属 設備及び構築物は定額法)を採用しています。

(2)無形固定資産

定額法を採用しています。なお、当組合利用のソフトウェアについては、組合内における利用可能期間(5年間)で定額法により償却しています。

#### 4. 引当金の計上基準

#### (1)貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実 質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を 計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権で、 債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、不保全額から、当 該キャッシュ・フローにより見積もった回収可能額を除いた額を予想損失額として引き当てています。なお、債権額が1,000千円 未満の債権については過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算出した金額を計上しています。

上記以外の債権(正常先及び要注意先(要管理先を含む。))については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて、算定しています。すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、職員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3)退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付にかかる期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法を適用 しています。

(4)役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

#### (5)特例業務負担引当金

特例業務負担引当金は、農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当事業年度末における将来負担見込額を計上しています。

#### 5. 収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

#### ⑤ 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、主に組合員に供給する事業であり、

当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

#### ⑥ 販売事業

主に組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

#### ⑦ 保管事業

主に組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

#### ⑧ 利用事業

農業関連事業は、主にライスセンター・育苗施設等を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各施設において行われる組合員が生産した農産物の調製、組合員が農産物を生産するための苗の育成等の施設利用目的を達成した一時点において充足されると判断し、農産物の調製等作業の完了時点、育成した苗の引渡時点等の利用サービスの完了時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。また、利用事業のうち葬祭事業は、葬祭ホール等を活用した葬儀サービスによるものであり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、一連の葬儀サービスが完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨て表示しています。また、記載金額未満の残高がある科目については「0」と表示しています。

- 8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項
- (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っております。

また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

# Ⅱ. 会計上の見積りに関する注記

- 1. 繰延税金資産の回収可能性
- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 (繰延税金負債との相殺前) 29,300 千円
- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。 次年度以降の課税所得の見積りについては、令和3年3月に設定した経営改善計画を基礎として、その後の組合を取り巻く経 営環境及び経営状況を考慮して、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた

時期及び金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える 可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

#### Ⅲ. 貸借対照表に関する注記

1. 固定資産の圧縮記帳額

国庫補助金等の受領により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳累計額は346,391 千円であり、その内訳は次のとおりです。

土地・・25,956 千円 建物・・130,346 千円 (うち当期圧縮記帳額 87 千円)

構築物・・15,635 千円 機械装置・・170,304 千円 器具及び備品・・4,080 千円

車輌運搬具・・70千円

2. 担保に供している資産

定期預金 200,000 千円を借入金 (当座借越) 担保に供しています。また、定期預金 1,000,000 千円を為替決済の担保にそれぞれ供しています。

- 3. 子会社に対する金銭債権・金銭債務
  - ・子会社に対する金銭債権の総額は、9,827千円です。
  - ・子会社に対する金銭債務の総額は、14,648 千円です。
- 4. 役員に対する金銭債権・金銭債務

開示すべき理事及び監事に対する金銭債権・金銭債務はありません。

5. 信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額債権のうち、破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものはありません。なお、それぞれの定義は次のとおりです。

- ① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- ② 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った 債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。) です。
- ③ 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権 及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。
- ④ 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

# IV. 損益計算書に関する注記

- 1. 子会社等との取引高の総額
  - (1) 子会社等との取引による収益総額

うち事業取引高 32,378 千円 うち事業取引以外の取引高 500 千円

合計 32,878 千円

(2) 子会社等との取引による費用総額

うち事業取引高1,350 千円うち事業取引以外の取引高- 千円

合計 1,350 千円

#### V. 金融商品に関する注記

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

# (1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、農家組合員や地域から預かった貯金をもとに、農家組合員や地域内の企業や団体等へ貸付けを行っています。また、残った余裕金を滋賀県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債等の有価証券による運用を行っています。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクにさらされています。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及びその他有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利及び市場価格の変動リスクにさらされています。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

### ① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に審査部署を設置し与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フロー等により償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準等厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

### ② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定 化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応 度分析等を実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通し等の投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定した方針等に基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうか確認し、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

#### (市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金です。 当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が 0.48%上昇したものと想定した場合には、経済価値が 11,855 千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

# ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を 把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む。)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む。)が含まれています。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているた

め、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

# 2. 金融商品の時価等に関する事項

# (1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表に含めていません。

(単位:千円)

種類	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	16, 245, 090	16, 242, 063	△3, 026
有価証券	798, 630	811, 410	12, 780
満期保有目的の債券	100, 000	112, 780	12, 780
その他有価証券	698, 630	698, 630	
貸出金	1, 353, 190		
貸倒引当金(注1)	△296		
貸倒引当金控除後	1, 352, 893	1, 361, 353	8, 459
資 産 計	18, 396, 613	18, 414, 826	18, 213
貯 金	18, 249, 629	18, 249, 196	△433
負 債 計	18, 249, 629	18, 249, 196	△433

(注1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を記載しています。

### (2) 金融商品の時価の算定方法

### 資 産

#### ①預 金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap 以下OISという) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

### ②有価証券

債権は取引金融機関等から提示された価格によっています。

### ③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

### 【負 債】

### ①貯 金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期貯金については、 期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に 代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位:千円)

貸借対照表計上額

外部出資	460, 825

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

					1 1 37	
種類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	16, 245, 090	) –	-	-	_	-
有価証券	_	_	_	_	_	900,000
満期保有 の債券	_	_	_	_	_	100, 000
その他有価 券のうち満 があるもの	期 -	_	_	_	_	800, 000
貸出金(注)	108, 502	2 88, 532	80, 909	74, 039	64, 605	936, 599

(注)貸出金のうち、当座貸越8,242千円については「1年以内」に含めています。

# (5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

種類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(注)	17, 943, 203	146, 809	133, 177	7, 535	18, 903	-

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

# VI. 有価証券に関する注記

# (1) 満期保有目的の債券

(単位:千円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	100, 000	112, 780	12, 780
合	計	100, 000	112, 780	12, 780

# (2) その他有価証券

(単

位: 千円)

				<u> </u>	
		種類	貸借対照表 計上額	取得原価 又は償却原価	差額
		債 券	109, 620	99, 971	9, 648
貸借対照表計上額が取		国 債	_	_	
得原価又は償却原価を		地方債	109, 620	99, 971	9, 648
超えるもの		政保債	_		
VE/C-2/ U v/		小 計	109, 620	99, 971	9, 648
		債 券	589, 010	697, 636	△108, 626
貸借対照表計上額が取		国債	310, 800	397, 636	△86, 836
得原価または償却原価		地方債	_		
を超えないもの		政保債	278, 210	300, 000	△21, 790
CACACIAN OVA		小 計	589, 010	697, 636	△108, 626
合 計		698, 630	797, 608	△98, 978	

なお、上記評価差額が「その他有価証券評価差額金」として計上されています。

#### VII. 退職給付に関する注記

### 2. 退職給付に係る注記

#### (1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、独立行政法人勤労者退職金共済機構との契約による中小企業退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金・退職給付費用の計上にあたっては、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法 を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表	(単位:千円)
期首における退職給付引当金	96, 271
退職給付費用	10, 939
期末における退職給付引当金	107, 211

### (3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位:千円)

退職給付債務	149, 557
年金資産	△42, 346
未積立退職給付債務	107, 211
退職給付引当金	107, 211

#### (4) 退職給付に関連する損益

(単位:千円)

簡便法で算定した退職給付費用

10, 939

#### 2. 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員 共済組合法等を廃止する等の法律」附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要す る費用に充てるため拠出した特例業務負担金1,881千円を含めて計上しています。

なお、当組合が、翌事業年度以降において負担すると見込まれる特例業務負担金の額は17,343千円となっています。

### VⅢ. 税効果会計に関する注記

# 1. 繰延税金資産の発生原因別の主な内訳

(単位:千円)

# (繰延税金資産)

退職給付引当金	29, 590
役員退職慰労引当金	3, 170
賞与引当金	3, 157
未払費用	488
未払事業税	361
特例業務負担引当金	4, 611
資産除去債務	4, 247
外部出資償却	165
固定資産減損損失	9, 118
その他有価証券評価損	27, 318
その他	251
繰延税金資産計	82, 480
評価性引当額	△53, 179
繰延税金資産合計	29, 300

# 2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27. 6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	8. 2%
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△4. 7%
事業の利用分量による配当	△4.6%
住民税均等割等	1.8%
税務上の繰越欠損金	△7. 2%
過年度法人税等追徵税額	0.4%
過年度法人税等戻入額	△0.5%
評価性引当額の増減	19. 8%
その他	△20. 7%
税効果会計適用後の法人税等負担率	20. 1%

# IX. 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 5.収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

### 4. 剰余金処分計算書

(単位:千円)

	科 目	第76年度	第77年度
1	当期未処分剰余金	67, 213	56, 047
2	任意積立金取崩額		
	次期システム更改積立金	10, 000	_
	計	77, 213	56, 047
3	剰余金処分額	26, 394	4, 461
	(1) 利益準備金	2, 400	1,000
	(2) 任意積立金	19, 485	_
	税効果調整積立金	485	-
	情報システム・DX対策積立金	15, 000	-
	特別積立金	4, 000	_
	(3) 出資配当金		
	普通出資に対する配当金	1,616	1, 699
	(4) 事業分量配当金	2, 892	1, 762
4.	次期繰越剰余金	50, 818	51, 585

注) 1. 普通出資に対する配当の割合は、次のとおりです。

令和5年度 1.0% 令和6年度 1.0%

2. 事業分量配当金の基準は、次のとおりです。

令和5年度 予約水稲肥料・農薬供給高千円当たり70円とする。 令和6年度 予約水稲肥料・農薬供給高千円当たり50円とする。

3. 目的積立金の種類、積立目的、積立目標額、取崩基準等は次のとおりです。

(単位:千円)

種類·積立目標額	積立目的	取崩基準	当期末残高	積立後残高
施設改修等積立金 •5億円	組合の所有する施設の取得、修繕、更新、施設稼働の事故処理等の原資にあてる。	当期剰余金に重要な影響を与える修繕 費、事故処理及び減価償却費を計上した 時。	250, 000	250, 000
有価証券価格変動 積立金・有価証券 の期末帳簿合計残 高の20/1,000を積 立てる。	有価証券の著しい価格変動 に伴う損失発生に備えるために積み立てる。	時価の著しい下落に伴う評価損計上(減 損処理)により当期剰余金に重要な影響 を与える場合は、決算期日に取崩し、当 該損失額に充当する。	27, 900	27, 900
税効果調整積立金 ・繰延税金資産相 当額	税効果会計による繰延税金 資産について、回収時まで 剰余金処分を留保するため に積立を行う。	税効果会計による繰延税金資産(法人税等の前払い部分)について、回収時まで剰余金処分を留保するために積立を行う。取崩は、法人税等の前払金額が回収された年度において回収相当額を取崩す。	28, 908	28, 908
情報システム・D X対策積立金	将来の県域基幹システムの 更改および組合員と JA 間の 「情報システム連携」な ど、当組合および JA グルー プ滋賀が一体で取り組む 「DX 対策」に係るコスト対 応のため	新たな県域基幹システムの更改時または「DX 対策」により、具体的な費用負担が発生時に取崩す	15, 000	15, 000

4. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための教育情報繰越額が含まれています。 令和5年度 600千円 令和6年度 300千円

### 5. 部門別損益計算書(第77年度)

(単位:千円)

区 分	計	信用業	共 済 事 業	農業関連 事 業	生活その 他 事 業	営 農 指導事業	共通 管理費等
事業収益 ①	467, 486	103, 877	44, 610	206, 045	111,600	1, 352	
事業費用 ②	276, 982	29, 034	2, 442	150, 794	92, 228	2, 482	
事業総利益③(①-②)	190, 503	74, 842	42, 168	55, 250	19, 372	△1, 130	
事業管理費 ④	185, 873	37, 607	37, 155	61, 926	27, 924	21, 258	
(うち減価償却費⑤)	(15, 283)	(1,640)	(1,050)	(9,053)	(2,918)	(620)	
(うち人件費 ⑤')	(133, 924)	(27,722)	(29, 647)	(41, 082)	(19, 385)	(16, 085)	
うち共通管理費 ⑥		14, 338	11, 337	20, 703	8,604	5, 672	△ 60,657
(うち減価償却費⑦)		(1, 328)	(1,050)	(1,917)	(797)	(525)	$(\triangle 5,618)$
(うち人件費 ⑦')		(9, 303)	(7, 356)	(13, 433)	(5,583)	(3,680)	$(\triangle 39, 356)$
事業利益 ⑧ (③-④)	4,630	37, 235	5, 012	△6, 675	△8, 552	△22, 389	
事業外収益 ⑨	7, 097	1, 677	1, 326	2, 422	1,006	663	
うち共通分 ⑩		1,677	1, 326	2, 422	1,006	663	△7, 097
事業外費用 ⑪	4,054	860	680	1, 657	516	340	
うち共通分 ⑫		860	680	1, 241	516	340	△3, 638
経常利益 <sup>(3)</sup> ((8)+(9)-(11))	7, 672	38, 052	5, 659	△5, 911	△8, 062	△22, 065	
特別利益 ⑭	1, 706	403	319	582	242	159	
うち共通分 ⑮		403	319	582	242	159	△1, 706
特別損失 16	1,706	403	319	582	242	159	
うち共通分 ⑰		403	319	582	242	159	△1, 706
税引前当期利益 ® (③+④-⑥)	7, 672	38, 052	5, 659	△5, 911	△8, 062	△22, 065	
営農指導事業分配賦額 (19		6, 496	5, 473	7, 037	3, 057	△22, 065	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 ⑳ (⑱-⑲)	7, 672	31, 556	185	△12, 949	△11, 119		

<sup>\*</sup>⑥. ⑩. ⑫. ⑮. ⑰は、各事業に直課できない額

- 注)1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。
  - (1) 共通管理費等 (人件費を除いた事業管理費割+人数割+事業総利益割)の平均値
  - (2) 営農指導事業 (配賦割+事業総利益割)の平均値

配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)は、次のとおりです。

(単位:%)

		<u>X</u>	分	<b>&gt;</b>		信 事	用 業	共 事	済 業	農業 事	関連 業	生活事	その他 業	営農 事	指導 業	計
共	通	管	理	費	等		23.64		18.69		34. 13		14. 19		9.35	100
営	農	指	導	事	業		29.44		24. 81		31.90		13.85			100

6. 財務諸表の正確性等にかかる確認

# 確認書

- 1. 私は、当組合の令和6年1月1日から令和6年12月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2. この確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
- (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
- (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
- (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和7年3月24日

東能登川農業協同組合

代表理事組合長 川南 誠孝

# Ⅱ 損益の状況

# 1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位:千円、口、人、%)

<b>塔</b> 日	人和の左声	人和立大声	人毛 4 左左	人和日左安	人和人生库
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収益(事業収益)	508, 942	490, 246	508, 148	494, 071	467, 486
信用事業収益	113, 258	101, 725	103, 090	102, 344	103, 877
共 済 事 業 収 益	54, 178	58, 993	51, 536	46, 865	44, 610
農業関連事業収益	216, 516	200, 427	230, 561	214, 521	206, 045
生活その他事業収益	124, 139	128, 106	121, 774	129, 003	111,600
営農指導事業収益	851	995	1, 188	1, 336	1, 352
経 常 利 益	14, 360	20, 392	23, 545	17, 387	7, 672
当 期 剰 余 金	3, 620	17, 230	6, 782	11, 994	4, 836
出 資 金	158, 851	158, 168	159, 922	166, 634	171, 728
( 出 資 口 数 )	(158, 851)	(158, 168)	(159, 922)	(166, 634)	(171, 728)
純 資 産 額	941, 838	955, 002	853, 521	866, 094	825, 697
総 資 産 額	18, 227, 564	19, 157, 823	19, 937, 441	19, 456, 681	18, 159, 571
貯 金 等 残 高	16, 944, 961	17, 849, 786	18, 766, 995	18, 249, 629	16, 994, 047
貸 出 金 残 高	1, 318, 165	1, 484, 128	1, 419, 640	1, 353, 190	1, 492, 987
有 価 証 券 残 高	1, 515, 920	911, 190	800, 530	798, 630	1, 152, 830
剰余金配当金額	2, 700	3, 433	4, 106	4, 508	3, 461
出 資 配 当 金	1, 582	1, 576	1,585	1,616	1,699
事業利用分量配当の額	1, 118	1, 857	2, 521	2, 892	1,762
職 員 数	24	25	23	25	20
単体自己資本比率	17. 24	16. 56	16. 45	17. 15	18. 40

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
  - 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
  - 3. 信託業務の取り扱いは行っていません。
  - 4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成 18 年金融庁・農水省告示第 2 号)に基づき算出しております。

2. 利益総括表 (単位:千円、%)

	項	[  目			令和5年度	令和6年度	増 減
資	金	運用	収	支	88, 809	87, 141	△1,668
役	務 取	引	等 収	支	810	730	△80
そ	の他信	1 用 事	事 業 収	支	△10, 281	△13, 029	△2, 748
信	用 事	業	粗 利	益	79, 338	74, 842	△4, 496
(	信 用 事	業粗	利 益 率	)	(0.42)	(0.41)	(△0.01)
事	業	粗	利	益	241, 872	213, 901	△27, 971
(	事 業	粗 利	益率	)	(1. 23)	(1. 12)	(△0.11)
事	業		純	益	39, 676	28, 026	△11,650
実	質 事	事 業	純	益	39, 676	28, 028	△11,648
コ	ア	事 業	純	益	39, 676	28, 028	△11,648
コア	事業純益(投	資信託解約	り損益を除く。	)	39, 676	28, 028	△11,648

#### 3. 資金運用収支の内訳

(単位:千円、%)

	項目		令和5年度			令和6年度	
	<b>7</b>	平均残高	利 息	利回	平均残高	利 息	利回
資	金 運 用 勘 定	18, 342, 741	94, 406	0. 514	17, 694, 834	95, 225	0. 538
	うち預金	16, 052, 926	73, 868	0. 460	15, 290, 786	73, 952	0. 483
	うち有価証券	897, 776	7, 995	0.890	956, 887	8, 324	0.869
	うち貸出金	1, 392, 037	12, 541	0. 900	1, 447, 159	12, 947	0.894
資	金調達勘定	18, 119, 887	5, 597	0.030	17, 461, 312	8, 083	0.046
	うち貯金・定期積						
	金	18, 119, 887	5, 546	0.030	17, 461, 079	8, 080	0.046
	うち借入金	_	_	_	232	1	0. 431
総	資金利ざや	_	_	0. 481	_	_	0. 490

- (注) 1. 総資金利ざや=資金運用利回-資金調達原価率(資金調達利回+経費率)
- 2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連(又は中金)からの事業利用分量配当金、貯金奨励金(要項)が含まれています。
  - 4. 受取・支払利息の増減額

(単位:千円)

				(平位,1门)
	項	目	令和5年度増減額	令和6年度増減額
受	取	利 息	△1, 118	819
	うち	預 金	△587	84
	うち有	価 証 券	0	329
	うち賃	金 出 金	△531	406
支	払	利 息	△108	2, 486
	うち貯金・	・定期積金	△102	2, 441
	うち譲渡	度 性 貯 金	_	-
	うち作	告 入 金	△6	45
差		引	△1, 010	△1, 667

- (注) 1. 増減額は前年度対比です。
  - 2. 受取利息の預金には、信連(又は中金)からの事業利用分量配当金、貯金奨励金(要項)が含まれています。

# Ⅲ 事業の概況

- 1. 信用事業
- (1) 貯金に関する指標
- ① 科目別貯金平均残高

(単位:千円,%)

	租	<u>fil</u>	類		令和5年度	令和6年度	増減
流	動	性	貯	金	4, 950, 033 (27. 3)	5, 260, 928 (30. 1)	310, 895
定	期	性	貯	金	13, 134, 102 (72. 4)	12, 160, 480 (69. 6)	△973, 621
そ	の	他の	貯	金	35, 677 (0. 1)	39, 633 (0.2)	3, 956
		計			18, 119, 812 (100)	17, 461, 042 (100)	△658, 770
譲	渡	性	貯	金		-	_
合				計	18, 119, 812	17, 461, 042	△658, 770

- (注) 1. 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金
  - 2. 定期性貯金=定期貯金+定期積金
  - 3. ( )内は構成比です。

### ② 定期貯金残高

(単位:千円,%)

	種	類		令和5年度	令和6年度	増 減
定	期	貯	金	12, 904, 888 (98. 8)	11, 473, 851 (98. 8)	△1, 431, 037
	うちほ	固定金利	定 期	12, 902, 726 (99. 9)	11, 472, 381 (99. 9)	△1, 430, 345
	うち変	変動 金利	定 期	2, 162 (0.1)	1,470 (0.0)	△691

- (注) 1. 固定金利定期:預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
  - 2. 変動金利定期:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
  - 3. ( ) 内は構成比です。

# (2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(単位:千円)

						(114)
	種	類		令和5年度	令和6年度	増減
手	形	貸	付	_	-	-
証	書	貸	付	1, 382, 730	1, 439, 989	57, 259
当	座	貸	越	9, 466	7, 308	△2, 158
割	引	手	形	1	-	_
合			計	1, 392, 197	1, 447, 297	55, 100

### ② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位:千円,%)

		種	類			令和5年度	令和6年度	増減
固	定	金	利	貸	出	462, 179 (34. 1)	536, 840 (35. 9)	74, 661
変	動	金	利	貸	田	882, 767 (65. 2)	949, 093 (63. 5)	66, 326
そ	の	他 (	当	貸等	)	8, 242 (0.6)	7,053 (0.4)	△1, 189
合					計	1, 353, 190 (100)	1, 492, 987 (100)	139, 797

(注) ( ) 内は構成比です。

# ③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位:千円)

		種	對	須			令和5年度	令和6年度	増 減
貯	金	• 定	期	積	金	等	10, 242	11, 090	848
有		価		証		券			_
動				産			_	_	_
不			動			産	_	1	_
そ	$\mathcal{O}$	他	担	1 1	保	物	2, 096	5, 443	3, 346
小						計	12, 338	16, 533	4, 194
農	業信	用基	金	協分	会 保	: 証	822, 204	777, 114	△45, 089
そ	0)	)	他	保	:	証	_	_	_
小						計	1, 267, 850	1, 326, 032	58, 182
信						用	73, 000	150, 421	77, 420
合						計	1, 353, 190	1, 492, 987	139, 797

④ 債務保証見返額の担保別内訳残高 該当する取引はありません。

#### ⑤ 貸出金の使涂別内訳残高

(単位:千円,%)

	種	類		令和5年度	令和6年度	増 減
設	備	資	金	1, 342, 184 (99. 2)	1, 489, 818 (99. 8)	147, 634
運	転	資	金	11, 006 (0. 8)	3, 168 (0.2)	△7, 838
合			計	1, 353, 190 (100. 0)	1, 492, 987 (100. 0)	139, 797

(注) ( ) 内は構成比です。

# ⑥ 貸出金の業種別残高

(単位:千円、%)

種類	令和5年度	令和6年度	増減
農業	174, 230 (12. 8)	161, 628 (10.8)	△12, 602
林 業	-	-	_
水産業	-	-	-
製造業	223, 573 (16. 5)	213, 819 (14.3)	△9, 754
鉱 業	24, 539 (1.8)	23, 485 (1.5)	△1,054
建設・不動産業	112, 875 (8.3)	109, 669 (7.3)	△3, 205
電気・ガス・熱供給水道業	12, 986 (0.9)	11, 850 (0.7)	△1, 134
運輸・通信業	95, 334 (7.0)	87, 968 (5. 8)	△7, 365
卸売・小売・飲食業	87, 947 (6. 4)	112, 284 (7. 5)	△24, 336
サービス業	306, 374 (22. 6)	289, 105 (19. 3)	△17, 269
金融・保険業	14, 420 (1.0)	13, 227 (0.8)	△1, 193
地方公共団体	9, 506 (0.7)	93, 968 (6. 2)	84, 462
非営利法人	_		_
その他	291, 400 (21. 5)	375, 978 (25. 1)	84, 577
合 計	1, 353, 190 (100. 0)	1, 492, 987 (100. 0)	139, 797

<sup>(</sup>注) ( ) 内は構成比(貸出金全体に対する割合)です。

# ⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位:千円)

T/20/2011			3 · 11 •//
種類	令和5年度	令和6年度	増減
農業	68, 599	57, 744	△10, 855
穀 作	-	ı	1
野菜・園芸	-	ı	1
果樹・樹園農業	_	ı	
工芸作物	-	ı	-
養豚・肉牛・酪農	_	ı	
養鶏・養卵	-	ı	-
養 蚕	_	ı	
その他農業	36, 731	40, 446	3, 715
農業関連団体等	_	-	_
合 計	105, 331	98, 191	△7, 140

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。このため「営農類型別」の合計と「⑥貸出金の業種別残高」の「農業」の残高は、集計方法が異なるため一致しません。

なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

- 2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
- 3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

#### 2) 資金種類別

[貸出金]

(単位:千円)

		種		類			令和5年度	令和6年度	増減
プ	口	パ	: ,	_	資	金	105, 331	98, 191	△7, 140
農	業	制	,	度	資	金	-	-	-
農	業	近	代	化	資	金	-	-	-
そ	Ø	他	制	度	資	金	-	-	-
合						計	105, 331	98, 191	△7, 140

- (注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
- 2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで JA が低利で融資するも③ 日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
- 3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。 [受託貸付金]

該当する取引はありません。

(8) 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況(単位:千円)

② 辰勝伝(	C本ウト用が関作。	- / (D 10) C 3 32    A	17 Individual Beller			全額	
	債 権 区 分		債権額	te /n			A =1
				担保	保 証	引 当	合 計
破産更生債	<b>権及びこれら</b>	5年度	2, 241	2, 241	_	_	2, 241
に準	ずる債権	6年度	_	_	_	_	_
F- 174	<b>、                                    </b>	5年度	_	_	_	_	_
危	意 債 権	6年度	_	_	_	_	_
要管	理債権	5年度	_	_	_	_	_
要管	理 債 権	6年度	_	_	_	_	_
	三月以上延	5年度	_	_	_	_	_
	滞債権	6年度	_	_	_	_	_
	貸出条件緩	5年度	_	_	_	_	_
	和債権	6年度	_	_	_	_	_
al.	÷1.	5年度	2, 241	2, 241	_	_	2, 241
小	計	6年度	_	_	_	_	_
	·	5年度	1, 351, 766				
上沿	正常債権		1, 494, 001				
	۸ = ۱		1, 354, 008				
合	計	6年度	1, 494, 001				

#### (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

### 2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

# 3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」と5. 「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。

#### 4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅滞している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

### 5.貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者

に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

### 6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

- ⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況 該当する取引はありません。
- ⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:千円)

								令	和5年度				令	和6年度	F	
	区 分				期中増加	期中海	ず少額	期末残	期首残	期中増	期中》	載少額	期末残			
		Ľ	区 分			期首残高			その他	高	高	加額	目的 使用	その 他	期末候 高	
_	般	貸	倒	引	当	金	497	431	_	497	431	431	453	_	431	453
個	別	貸	倒	引	当	金	562	545	1	562	545	545	525	1	545	525
合						計	1059	976	-	1059	976	976	978	ı	976	978

### ① 貸出金償却の額

(単位:千円)

		項	目			令和5年度	令和6年度
貸	出	金	償	却	額	_	-

# (3) 内国為替取扱実績

(単位:件、千円)

	種	類			令和!	5年度	令和(	6年度
	1±	7,54			仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
送	金 · 振 込 ·	為替	件	数	1, 332	12, 731	1, 404	13, 342
	並 派 及	河 首	金	額	6, 770, 641	7, 241, 161	6, 568, 530	3, 312, 852
代	<b>人                                    </b>	為 替	件	数	ı	-	1	_
1 \	金取立為	為 替	金	額	ı	-	ı	
雑	為	替	件	数	226	10	210	15
木比	柯	首	金	額	94, 212	1, 002, 899	88, 721	3, 240, 356
合		計	件	数	1, 558	12, 741	1, 614	13, 357
П		БI	金	額	6, 864, 854	8, 244, 061	6, 657, 252	6, 553, 208

# (4) 有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

種 類	令和5年度	令和6年度	増減
国 債	397, 774	456, 882	59, 108
地方債	199, 938	199, 945	7
政府保証債	300, 064	300, 059	-5
金融 債	-	_	-
短期社債	1	_	-
社 債	1	_	-
株式	1	_	-
その他の証券	-	-	-
合 計	897, 776	956, 886	59, 110

<sup>(</sup>注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。

- ② 商品有価証券種類別平均残高 該当する取引はありません。
- ③ 有価証券残存期間別残高

(単位:千円)

							、単位・口	1/
種類	1年以下	1年超3年 以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の 定めの ないも の	合 計
令和5年度	•							
国 債	_	_	-	-	-	310, 800	_	310, 800
地 方 債	_	-	_	109, 620	-	100,000	-	209, 620
政府保証債	-	_	_	_	_	278, 210	_	278, 210
金 融 債	_	_	_	-	ı	-	-	_
短 期 社 債	_	_	-	-	_	-	-	_
社 債	_	_	-	_	-	_	-	_
株式	-	-	_	-	ı	-	_	-
その他の証券	_	_	_	_	_	_	_	-
令和6年度								
国 債	_	_	399, 950	-	-	281, 790	-	681, 740
地 方 債	_	_	105, 870	_	_	100, 000	-	205, 870
政府保証債	-	_	_	_	_	265, 220	_	265, 220
金 融 債	-	-	_	-	-	-	_	_
短期社債	-	-	_	_	_	_	_	_
社	_	-	_	_	_	_	_	_
株式	-	_	-	-	_	_	-	_
その他の証券	_	-	_	_	_	_	_	_

- (5) 有価証券等の時価情報等
- ① 有価証券の時価情報

「満期保有目的の債券〕

上	ロプク良	.か」				(半江,	1 1 1/	
	種	類		令和5年度			令和6年度	
	性	類	貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
	国	債	_	_	_	_	_	_
	地	方 債	100, 000	112, 780	12, 780	_	_	_
- L >> ( \\ \)	政府	保証債	_	_	_	_	_	_
時価が貸借対	金	融債	_	_	_	_	_	_
照表計上額を 超えるもの	短其	月 社 債	_	_	_	_	_	_
旭んなもの	社	債					_	_
	その付	他の証券						
	小	計	100, 000	112, 780	12, 780	-	_	_
	国	債				399, 950	398, 440	△1,510
	地	方 債				100, 000	97, 630	△2, 370
時価が貸借対	政 府	保証債					_	_
時個が賃借利 照表計上額を	金	融債	_			_	_	_
超えないもの	短期	引 社 債	_	_	_	_	_	_
AE/C. & COO	社	債	_	_	_	_	_	_
	その何	他の証券	_	_	_	_	_	_
	小	計	_	_	_	_	_	_
合	計		100,000	112, 780	12, 780	499, 950	496, 070	△3,880

[その他有価証券] (単位:千円)

			令和5年度			令和6年度	
	種類	貸借対照表計上額	取 得 原 価 又は償却原価	差額	貸借対照表計上額	取 得 原 価 又は償却原価	T
	株式					_	_
15 th 1 mm 1 m	債券	109, 620	99, 971	9, 648	105, 870	99, 976	5, 893
貸借対照表計	国債					_	_
上額が取得原 価又は償却原	地方債	109, 620	99, 971	9, 648	105, 870	99, 976	5, 893
価を超えるも	政府保証債						_
価を超えるも	社債						_
	その他の証券						_
	小計	109, 620	99, 971	9, 648	105, 870	99, 976	5, 893
	株式					_	_
/ b / li.	債券	589, 010	697, 636	△108, 626	547, 010	697, 729	△150, 719
貸借対照表計	国債	310, 800	397, 636	△86, 836	281, 790	397, 729	△115, 939
上額が取得原 価又は償却原	地方債					_	_
価を超えない	政府保証債	278, 210	300, 000	△21, 790	265, 220	300,000	△34, 780
価を超えない。 もの	社債	_		_	_	_	_
	その他の証券			_	_	_	_
	小計	589, 010	697, 636	△108, 626	547, 010	697, 729	△150, 719
	計	698, 630	797, 608	△98, 978	652, 880	797, 706	△144, 826

- ② 金銭の信託の時価情報 該当する取引はありません。
- ③ デリバティブ取引等、金融等デリバティブ取引、有価証券店頭デリバティブ取引 該当する取引はありません。

# 2. 共済取扱実績

(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高

									(単位・1口
		14	46.E			令和5	5年度	令和(	6年度
	種 類 					新契約高	保有高	新契約高	保有高
	終	身	共		済	114, 815	8, 171, 732	48, 360	7, 506, 497
	定期	月生	命	共	済	25, 000	159,000	33, 000	182, 000
	養老	生生	命	共	済	39, 000	1, 950, 323	15, 000	1, 678, 433
<b>4</b> L-	うち	うこ	ども	,共	済	21, 000	1, 056, 700	15, 000	964, 200
生命	医	療	共		済	-	184, 000	Ι	183, 000
系	が	ん	共		済	_	10, 000	1	10, 000
711	定期	月 医	療	共	済	_	22, 200	1	22, 200
	介	護	共		済	16, 000	136, 959	58, 500	181, 459
	年	金	共	:	済	-	_	_	-
建	物	更	生	共	済	809, 280	15, 726, 630	679, 700	15, 401, 530
合		•		•	計	1, 004, 095	26, 360, 845	834, 560	25, 165, 120

<sup>(</sup>注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む)を記載しています。

### (2) 医療系共済の入院共済金額保有高

(単位:千円)

	錘	华石		令和 5	5年度	令和6年度		
	種	類		新契約高	保有高	新契約高	保有高	
医	療	共	済	_	2, 892	_	2, 797	
区	7月	共	仍月	2, 783	20, 120	977	21, 200	
が	$\lambda$	共	済	_	290	10	290	
定	期 医	療	共 済	_	70		70	
合			計	_	3, 252	10	3, 157	
			百日	2, 783	20, 120	977	21, 200	

<sup>(</sup>注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に 主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

# (3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位:千円)

	租	重類	î		令和 {	5年度	令和6年度		
	<b>行</b> 生	1	Į.		新契約高	保有高	新契約高	保有高	
介	護		共	済	18, 401	177, 560	70, 648	233, 562	
認	知	症	共	済	4,000	6,000	_	6,000	
生活	障害共流	扩定	期年金	型)		2,900	1,900	4, 800	
特;	定重月	度 疾	病步	<b>ķ</b> 済	6,000	18,000	2,500	19, 500	

<sup>(</sup>注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

# (4) 年金共済の年金保有高

(単位:千円)

		任 和	;		令和 5	5年度	令和6年度		
種 類					新契約高	保有高	新契約高	保有高	
年	金	開	始	前	2, 802	158, 556	5, 809	153, 402	
年	金	開	始	後		68, 842		71, 172	
合				計	2, 802	227, 399	5, 809	224, 574	

<sup>(</sup>注) 金額は、年金年額を記載しています。

# (5) 短期共済新契約高

						\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	a · 11 •/	
	種	米石		令和5	5年度	令和6年度		
	悝	類		金額	掛金	金額	掛金	
火	災	共	済	3, 996, 600	3, 087	3, 812, 600	2, 916	
自	動	車 共	済		50, 980		50, 966	
傷	害	共	済		1, 939		1,876	
賠	償 責	任 共	済		102		166	
自	賠	責 共	済		5, 339		4, 933	
合			計		61, 450		60, 859	

<sup>(</sup>注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(死亡保障又は火災保障を伴わない共済の 金額欄は斜線。)を記載しています。

### 3. 農業・生活その他事業取扱実績

# (1) 買取購買品(生産資材)取扱実績

(単位:千円)

		<b>任</b> 据		令和	5年度	令和6年度		
生		種類		供給高	手数料	供給高	手数料	
産	肥	肥料		71, 388	17, 719	62, 419	11, 024	
	農		薬	36, 023	5, 942	45, 117	7, 971	
資	農	業機	械	1,610	208	1, 546	△159	
材	そ	の	他	12, 826	2, 066	18, 195	3, 096	
		計		121, 847	25, 935	127, 278	21, 932	
生	食		ᆱ	2, 143	296	2, 331	304	
	耐	久 消 費	財	6, 174	686	4, 332	511	
活	日	用保健雑	貨	28, 152	8, 088	20, 765	6, 577	
資	家	庭 燃	料	65, 355	16, 380	60, 960	15, 398	
	そ	Ø)	他	3, 317	398	3, 159	332	
材		計		105, 141	25, 848	91, 548	23, 122	
	合		計	226, 988	51, 783	218, 827	45, 054	

<sup>(</sup>注) 供給高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

# (2) 受託販売品取扱実績

(単位:千円)

								(+-1)	L · 111)
		種	類			令和 5	5年度	令和(	6年度
		俚	類			販売高	手数料	販売高	手数料
		À	÷			216, 878	14, 270	257, 447	12, 022
麦	•	豆	•	雑	穀	62, 639	4, 805	68, 329	5, 412
野					菜	16, 340	1, 511	16, 208	1, 379
合					計	295, 859	20, 586	341, 986	18, 813

<sup>(</sup>注) 当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で販売手数料として表示しています。

### (3) 買取販売品取扱実績

(単位:千円)

				\_	177 • 1 1 1/
	種 類	類		令和5年度	令和6年度
雑	穀	豆	類	466	488
農産	物直壳所	(菜々	文 笑)	6, 722	8, 013
合			計	7, 188	8, 502

<sup>(</sup>注) 当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

# (4) 保管事業取扱実績

						(112:114)
		項	目		令和5年度	令和6年度
		保	管	料	4, 178	3, 667
収	益		その他		1,664	1, 306
			計		5, 842	4, 974
費	用	保管費用			2, 431	1, 986
貝	用		計		2, 431	1, 986

#### (5) 利用事業取扱実績

(単位:千円)

		項目	令和5年度	令和6年度
		ライスセンター収益	30, 696	17, 655
		育苗センター収益	14, 949	17, 589
1177	<del>\</del>	旅 行 収 益	116	59
収	益	葬 祭 収 益	30, 761	25, 078
		その他利用収益	21, 741	16, 137
		計A	98, 265	76, 520
		ライスセンター費用	22, 856	21, 611
		育苗センター費用	8, 323	10, 232
<del>#</del>	ш	旅 行 費 用	7	63
費	用	葬 祭 費 用	25, 015	23, 013
		その他利用費用	10, 396	3, 668
		計 B	66, 599	58, 590
引	計	( A – B )	31, 665	17, 930

### 4. 指導事業

(単位:千円)

			項	目					令和5年度	令和6年度
		営	農	改	善	指	導	費	242	242
		生	活	文	化	改	善	費	613	613
支	Ш	広	3	報	活	) IIII)	動	費	739	739
X	出	農	Ę	文	活	重	助	費	207	207
		指		導		雑		費	1, 185	1, 185
					計				2, 989	2, 989
		賦			課			金	507	506
ılı	-1	指	導	事	業	補	助	金		_
収	人	指	<sup>ો</sup>	<b></b>	雑	Ц	又	入	1, 148	1,075
					計				1,655	1, 581

### IV 経営諸指標

### 1. 利益率

(単位:%)

項目	令和5年度	令和6年度	増 減
総資産経常利益率	0.088	0.040	△0.048
資 本 経 常 利 益 率	2. 022	0.913	△1. 109
総資産当期純利益率	0.061	0.025	△0. 036
資本 当期純利益率	1.395	0.576	△0.819

- (注) 1. 総資産経常利益率=経常利益/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100
  - 2. 資本経常利益率=経常利益/純資産勘定平均残高×100
  - 3. 総資産当期純利益率=当期剰余金(税引後)/総資産(債務保証見返りを除く)平均残高×100
  - 4. 資本当期純利益率=当期剰余金(税引後)/純資産勘定平均残高×100

# 2. 貯貸率·貯証率

(単位:%)

		区	<i>5</i> .	}			令和5年度	令和6年度	増 減
D/T+	代	率	期			末	7. 41	8.78	1. 37
貯	貸	平	期	中	平	均	7. 68	8. 28	0.6
D/T+	≢π'	率	期			末	4. 37	6. 78	2. 41
貯	証	平	期	中	平	均	4.95	5. 48	0. 53

- (注) 1. 貯貸率 (期 末) =貸出金残高/貯金残高×100
  - 2. 貯貸率 (期中平均) =貸出金平均残高/貯金平均残高×100
  - 3. 貯証率(期 末)=有価証券残高/貯金残高×100
  - 4. 貯証率(期中平均)=有価証券平均残高/貯金平均残高×100

# V 自己資本の充実の状況

# 1. 自己資本の構成に関する事項

(単位:千円、%)

項 目 コア資本にかかる基礎項目 普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額 うち、出資金及び資本準備金の額 うち、再評価積立金の額 うち、利益剰余金の額	前期末 960, 563 166, 634	当期末 960, 563
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額 うち、出資金及び資本準備金の額 うち、再評価積立金の額 うち、利益剰余金の額		960, 563
うち、出資金及び資本準備金の額 うち、再評価積立金の額 うち、利益剰余金の額		960, 563
うち、再評価積立金の額 うち、利益剰余金の額	166, 634	
うち、利益剰余金の額		166, 634
	1,842	1,842
	796, 328	796, 328
うち、外部流出予定額 (△)	4, 509	4, 509
うち、上記以外に該当するものの額	△64	△64
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	431	431
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	431	431
うち、適格引当金コア資本算入額	_	_
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_	
うち、回転出資金の額	_	
うち、上記以外に該当するものの額	_	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の	_	
額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_	_
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する		
額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_	_
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	960, 995	968, 792
	· •	·
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の		
額の合計額	155	655
うち、のれんに係るものの額	_	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の		
額	155	655
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	_	_
適格引当金不足額	-	_
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	_	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	_	
前払年金費用の額 自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	_	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	_	
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	_	
特定項目に係る十パーセント基準超過額	_	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するも		
のの額	_	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連す		
るものの額	_	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの		
(性) では、1 エット は 神切りが	_	
特定項目に係る十五パーセント基準超過額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するも	-	
りら、その他金融機関等の対象管理工質等に該当するものに関連するものの額	_	_
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連す		
るものの額	_	_
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの		
額	_	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	155	655
自己資本	100	000

項目	前期末	当期末
自己資本の額 ( (イ) — (ロ) ) (ハ)	960, 840	968, 580
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	5, 155, 533	4, 831, 414
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	_
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	-	_
うち、上記以外に該当するものの額	-	_
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	445, 357	430, 640
信用リスク・アセット調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額		
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	5, 600, 890	5, 262, 054
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	17. 15%	18. 40%

### (注)

- 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
- 2. 当 JA は、信用リスク・アセット額の算出にあっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
- 3. 当 JA が有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

# 2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

		令和5年度			令和6年度	
	エクスポ ー ジャ ー の 期 末 残 高	リスク・ア セット額 a	所要自己 資本額 b=a×4 %	エクスポー ジャー の 期末残高	リスク・ア セット額 a	所要自己 資本額 b=a×4 %
現金	31, 189	0	0	40, 474	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	484, 968	0	0	914, 342	0	0
外国の中央政府及び中央銀行 向け	_	_	_	_	_	_
国際決済銀行等向け	-	_	_	_	-	_
我が国の地方公共団体向け	200, 636	0	0	288, 984	-	_
外国の中央政府等以外の公共 部門向け	1	-	1	1	1	_
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共企業等金融機構向け	_	-	_	_	-	_
我が国の政府関係機関向け	321, 998	32, 199	1, 287	334, 780	33, 498	1, 339
地方三公社向け	_	-	_	_	_	-
金融機関及び証券会社向け	16, 245, 237	3, 249, 047	129, 961	14, 429, 563	2, 885, 912	115, 436
法人等向け	63, 575	63, 575	2, 543	56, 523	49, 168	1, 966
中小企業等向け及び個人向け	3,072	516	20	5, 612	352	14
抵当権付住宅ローン	377, 340	111,802	4, 472	360, 959	106, 784	4, 271
不動産取得等事業向け	_	_	-	_	-	_
三月以上延滞等	2, 257	3, 385	135	45	0	0
取立未済手形	2,088	417	16	3, 653	730	29

信用保証協会等及び保証付	822, 663	81, 543	3, 261	777, 559	77, 253	3, 090
株式会社地域経済活性化支援	-	-	_			
機構等による保証付				-	_	-
共済約款貸付	-	-	-	-	_	-
出資等のエクスポージャー	41, 140	41, 140	1,645	40, 860	40, 860	1, 634
(うち出資等のエクスポ						
ージャー)	41, 140	41, 140	1,645	40, 860	40, 860	1, 634
(うち重要な出資のエク スポージャー)						
他の金融機関等の対象資本等						
調達手段のうち対象普通出資						
等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以						
学 かのものに係るエクスポージ						
+)	_	_	_	_	_	_
農林中央金庫又は農業協同組						
合連合会の対象資本調達手段						
に係るエクスポージャー	419, 685	1, 049, 212	41, 968	419, 685	1, 049, 212	41, 968
特定項目のうち調整項目に算						
入されない部分に係るエクス	00.050	70, 000	0.005	21 650	70.140	0.105
ポージャー 総株主等の議決権の百分の十	29, 359	73, 399	2, 935	31, 659	79, 148	3, 165
総株主寺の議伏権の日分の十   を超える議決権を保有してい						
る他の金融機関等に係るその						
他外部TLAC関連調達手段						
に関するエクスポージャー	-	_	-			
総株主等の議決権の百分の十						
を超える議決権を保有してい						
ない他の金融機関等に係るそ						
の他外部TLAC関連調達手						
段のうち、その他外部TLA C関連調達手段に係る5%基						
準額を上回る部分に係るエク						
スポージャー	-	-	_			
上記以外のエクスポージャー	510, 723	460,008	18, 400	601, 708	508, 991	20, 359
証券化	-	_	_	_	_	_
(うちSTC要件適用						
分)	-	-	_	_	-	
(うち非STC適用分)	-	_	_	_	-	_
再証券化	-	-	-	-	-	_
リスク・ウェイトのみなし計						
算が適用されるエクスポージ						
(5+1,171,+	_	_	_	_	_	
(うちルックスルー方 式)	_	_	_	_	_	_
(うちマンデート方式)	_	_	_	_	_	_
(うち蓋然性方式 250						
() ウ亜派社カル(200 (%)	-	_	_	_	-	_
(うち蓋然性方式 400						
%)				-	_	
(うちフォールバック方						
式)	-	-	-	-	-	_
経過措置によりリスク・アセ						
ットの額に算入されるものの						
額	_	_	-	_	_	

他の金融機関等の対象資本調 達手段に係るエクスポージャ ーに係る経過措置によりリス ク・アセットの額に算入され なかったものの額(△)	-	-	-	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポー ジャー別計						
CVAリスク相当額÷8%						
中央清算機関関連エクスポージャ						
_						
信用リスク・アセットの額の合計額	19, 555, 936	5, 239, 742	205, 589	18, 306, 406	4, 831, 908	193, 271
	オペレーショ	ナル・リスク	所要自己	オペレーショ	ナル・リスク	所要自己
オペレーショナル・リスク	相当額を8%	で除して得た	資本額	相当額を8%	で除して得た	資本額
に対する所要自己資本の額	客	Ą	$b=a\times 4$	客	頁	$b=a\times 4$
<基礎的手法>	а	l	%	ä	a	%
		445, 357	17, 814		430, 640	17, 225
			所要自己			所要自己
	リスク・	アセット	資本額	リスク・	アセット	資本額
所要自己資本額計	(分母)合	計 a	$b=a\times 4$	(分母)	合計 a	$b=a\times 4$
			%			%
		5, 600, 890	224, 035		5, 262, 054	210, 482

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
  - 2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
  - 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
  - 4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
  - 5. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
  - 6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
  - 7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
  - 8. 当 JA では、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

(粗利益(正の値の場合に限る)×15%)の直近3年間の合計額

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数 ÷8%

- 3. 信用リスクに関する事項
- ① 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用 しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

(イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー 適格格付機関 カントリーリスク・スコ

金融機関向けエクスポージャー       R&I, Moody's, JCR, S&P, F         法人等向けエクスポージャー       itch         法人等向けエクスポージャー       R&I, Moody's, JCR, S&P, F         (短期)       itch	一       法人等向けエクスポージャー (長期)       R&I, Moody's, JCR, S&P, F itch         法人等向けエクスポージャー R&I, Moody's, JCR, S&P, F			P
(長期)itch法人等向けエクスポージャーR&I, Moody's, JCR, S&P, F	(長期)itch法人等向けエクスポージャーR&I, Moody's, JCR, S&P, F	金融機関向けエクスポージャ		日本貿易保険
(長期)itch法人等向けエクスポージャーR&I, Moody's, JCR, S&P, F	(長期)itch法人等向けエクスポージャーR&I, Moody's, JCR, S&P, F	1		
法人等向けエクスポージャー R&I, Moody's, JCR, S&P, F	法人等向けエクスポージャー R&I, Moody's, JCR, S&P, F	法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, F	
		,		
(短期) itch	(短期) itch	法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, F	
	(/ <u>mz</u> /yl/	(短期)	itch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別,業種別,残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

			令和5	年度				令和6年	度		
						三月					三月
		信用リスク に関するエ クスポージ ャーの残高	うち貸出 金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	以延エスーャ	信用リスク に関するエ クスポージ ャーの残高	うち貸出金等	うち債 券	うち店頭デリバティブ	以延エスーヤ
玉	内	19, 060, 807	1, 354, 023	998, 086	_	1	17, 832, 019	1, 494, 001	1, 444, 2 10	-	_
玉	外	-	-	-	_	-	_	ı	-	_	_
地域	別残高計	19, 060, 807	1, 354, 023	998, 086	_	_	17, 832, 019	1, 494, 001	1, 444, 2 10	_	_
	その他	499, 989	39, 164	-	_	_	496, 675	36, 630	ı	-	_
	農業	99, 361	99, 361	_	_	_	96, 266	96, 266	_	_	_
<b>!</b>	林業	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	水産業	_	_	_	_	_	-	1	_	-	_
	製造業	-	_	_	_	_	-	-	_	_	_
	鉱 業	-	_	_	_	_	-	_	_	-	_
	建設・不動産業	-	_	_	_	-	-	-	_	-	_
法人	電気・ガス・熱供給・水道業	-	1	1	_	-	-	-	-	ı	_
	運輸・通信業	ı	ı	ı	_	_	ı	1	ı	-	_
	金融・保険業	16, 247, 326	_	-	_	_	14, 433, 216	_	-	_	_
	卸売・小売・飲食・サービス業	500	_	_	_	_	500	-	_	_	_
	日本国政府・地 方公共団体	685, 604	9, 516	676, 088	_	-	1, 203, 327	94, 104	1, 109 , 222	-	-
	その他(日銀業 種分類外)	321, 998	_	321, 998	_	_		_		-	_
	人	1, 206, 026	1, 197, 710	_	_		1, 267, 045	1, 266, 999	_	ı	_
	の他	495, 674	-	-	_	_	474, 600	_	-	-	_
業種	別残高計	19, 556, 482	1, 345, 753	998, 086		_	17, 971, 629	1, 493, 999	1, 109, 2 22		-
1	年以下	16, 249, 461	4, 224	-	_		14, 435, 528	5, 965	-	-	
_1	年超3年以下	37, 433	37, 433	-	_		41, 798	41, 798	-	-	
	年超5年以下	64, 362	64, 362	-	-		539, 566	44, 451	495, 115	-	
5	年超7年以下	147, 374	56, 309	91, 065	_		70, 514	70, 514	_	-	

7年超	10 年以下	111, 724	111, 724	_	_	223, 053	223, 053	_	_	
10 年超		1, 977, 220	1, 070, 198	907, 021	-	2, 050, 248	1, 101, 152	949, 095	_	
期限の	定めのないも				-					
の		467, 217	1, 500	-		471, 311	-	_	_	
残存期間別	建古社				_			1, 444, 2		
7文1十岁11时方	沙文向司	19, 054, 791	1, 345, 750	998, 086		17, 832, 318	1, 486, 933	10	-	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用 されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派 生商品取引の与信相当額を含みます。
  - 2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
  - 3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
  - 4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

### ③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:千円)

								ŕ	命和5年月	度			ŕ	和6年月	ŧ	
			区 分				期首残	期中増	期中海	載少額	期末残	期首残	期中増	期中》	載少額	期末残
	— <i>%</i>					高	加額	目的使用	その他	高	高	加額	目的使 用	その他	高	
	般	貸	倒	引	当	金	497	431	-	497	431	431	453	_	431	453
個	別	貸	倒	引	当	金	562	545	-	562	545	545	525	-	545	525

### ④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

						令和5	年度					令和6	年度		
	区	分	•	期首残	期中	期中減少	少額		貸出	加大時	期中	期中減	沙額		貸出
				高	増加額	目的使用	その 他	期末残高	金償 却	期首残 高	増加額	目的使用	その他	期末残高	金償 却
国			内	562	545	-	562	545		545	525	_	545	525	
国		:	外	1	-	I	-	-		-	-	1	I	I	
地	域	別	計	562	545	Ī	562	545		545	525	_	545	525	
	農		業	_	_	-	_	_	_	-	_	_	_	ı	_
	林		業	_	-	_	_	_	-	-	_	-	_	_	_
	水		業	_	-	_	_	_	-	-	_	-	_	_	_
	製		業	-	_	-	_	_	-	-	_	-	-	-	_
	鉱		業	-	_	-	-	_	-	-	_	-	-	-	_
法	建設	<ul><li>不動産</li><li>業</li></ul>		_	_	_	_	_	-	-	_	_	-	-	_
人		・ガス・勃		1	1	1	1	_	1	_	1	1	-	_	_
		<ul><li>通信</li></ul>		_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
		・保険業	_	_	_	_	-	_	-	_	_	_	_	_	_
		・小売・負													
	食•	サービス	業	_	_	ı	_		_	_	_	_			_
	上	記以:	外	500	500	-	500	500	_	500	500	_	500	500	_
個			人	62	45	-	62	45	_	45	25		45	25	_
業	種	別	計	562	545		562	545		545	525		545	525	_

(注) 当 I A では国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

### ⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト1250%を適用する残高

(単位:千円)

			令和5年度			令和6年度	(十四・114)
		格付 あり	格付 なし		格付 あり	格付 なし	<del>1</del>
信	リスク・ウエイト0%	-	716, 794	716, 794	-	1, 243, 802	1, 243, 802
用用	リスク・ウエイト2%	_	_	_	-	_	_
J J	リスク・ウエイト4%	_	-	-	-	-	-
	リスク・ウエイト10%	1	1, 144, 661	1, 144, 661	1	1, 112, 547	1, 112, 547
ス	リスク・ウエイト20%	-	207, 179	207, 179	-	91, 499	91, 499
ク	リスク・ウエイト35%	-	377, 340	377, 340	-	360, 959	360, 959
削	リスク・ウエイト50%	-	-	-	-	-	-
減	リスク・ウエイト75%	-	3, 072	3,072	ı	5, 612	5, 612
効	リスク・ウエイト 100						
果	%	_	552, 364	552, 364	-	642, 568	642, 568
勘	リスク・ウエイト 150 %	-	_	_	_	_	_
案	リスク・ウエイト 200						
後	%	-	-	-	-	-	-
残	リスク・ウエイト 250			440.044		151 011	451 044
高	%	_	449, 044	449, 044	_	451, 344	451, 344
	その他	_	155	155	_	665	665
リスク	ク・ウエイト 1250%	_	0.450.000	0.450.600	_	9,000,000	
(沖)	計	_	3, 450, 609	3, 450, 609	_	3, 908, 996	3, 908, 996

(注)

- 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用され るエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取 引の与信相当額を含みます。
- 2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャー のリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使 用しています。
- 3. 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。 4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る
- もの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

#### 4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。 適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために 第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引につい て信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がA-またはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付が A-または A3 以上で、算定基準日に長期格付が BBB-または Baa3 以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直し行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

### ② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:千円)

(十四:111)								
		令和5年度		令和6年度				
区 分	適格金融資産担保	保 証	クレジット ・デリバテ ィブ	適格金融資産担保	適格保証	クレジット ・デリバテ ィブ		
我が国の政府関係機関向け	_	_	_	-	_	_		
地方三公社向け	_	-	-	-	-	_		
金融機関向け及び証券会社向け	_	-	-	-	-	_		
法 人 等 向 け	_	-	-	-	-	-		
中小企業等向け及び個人向け	50	817	_	14	694	ı		
抵当権住宅ローン	_	-	-	ı	-	I		
不動産取得等事業向け	_	-	-	ı	-	I		
三 月 以 上 延 滞 等	_	-	-	-	-	-		
証 券 化	_	_	-	_	_	_		
中央清算機関関連	_	-	-	ı	-			
上 記 以 外	_	53859	-	ı	236, 823			
そ の 他	_	-	-		-	1		

(注)

- 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
  - 2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
  - 3. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに 階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

- 4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・ 国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。
- 5.「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
- 5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項該当する取引はありません。
- 6. 証券化エクスポージャーに関する事項 該当する取引はありません。
- 7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項
  - ① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当 JA においては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社株式については、経営上も密接な連携を図ることにより、当 JA の事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

0 1 2 1 1 1 2 1 1 1 2 1 1 1 2 1 1 1 2 1 1 1 2 1 1 1 2 1 1 1 2 1 1 1 2 1 1 1 2 1 1 1 1 2 1												
			令和5年度			令和6年度						
			貸借対照表	計上額	時値	洒 評	価 額	貸借対照表計上額	時 価	評	価	額
上		場		-			_	-				1
非	上	場		460, 825		2	460, 825	460, 045			460,	045
合		計		460, 825		2	460, 825	460, 045			460,	045

- (注) 「時価評価額」については、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表上の合計額です。
- ③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益 該当する取引はありません。
- ④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価 損益等)
- ⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額(子会社・関連会社株式の評価損益等) 該当する取引はありません。
- 8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 該当する取引はありません。

#### 9. 金利リスクに関する事項

#### ① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当 JA では、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当 JA では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当 JA は、リスク管理委員会のもと、自己資本に対する IRRBB の比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

・金利リスク計測の頻度

四半期末を基準日として、四半期毎に IRRBB を計測しています。

・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明 該当取引なし。

# ◇金利リスクの算定手法の概要

当 JA では、経済価値ベースの金利リスク量(△E V E)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

- ・ 流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期 流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は 0,003 年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

・複数の通貨の集計方法およびその前提

該当取引なし。

・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか) 一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

・内部モデルの使用等、 
△EVEおよび 
△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提内部モデルは使用しておりません。

・前事業年度末の開示からの変動に関する説明

△EVEの前事業年度末からの変動要因は、金利の上昇によるものです。

・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明 該当ありません。

- ◇ LEVE および LNII 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項
  - ・金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理として VaR で計測する市場リスク量を算定しています。 該当ありません。

・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる/EVE および/NII と大きく異なる点

該当ありません。

### ② 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB 1: 金利リスク								
石巫			EVE	∠NII				
項番		当期末	前期末	当期末	前期末			
1	上方パラレルシフト	114	119	30	29			
2	下方パラレルシフト	_	-	ı	ı			
3	ス テ ィ ー プ 化	85	101					
4	フラット化	0	0					
5	短 期 金 利 上 昇	16	15					
6	短 期 金 利 低 下	6	11					
7	最 大 値	114	119	30	29			
		当其	排末	前期末				
8	自己資本の額		968		960			

#### VI. 役員等の報酬体系

### 1. 役員

### (1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示(農林水産省告示第 843 号)に規定されている「対象役員」は、理事及び監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和5年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位:千円)

	支 給 総 額	
	基本報酬(注2)退職慰労金(注	3 )
対象役員(注1)に対する報酬等	10, 890	1,897

- (注1) 対象役員は、理事17名、監事4名です。(期中に退任した者を含む。)
- (注2) 基本報酬には、使用人兼務役員の使用人の報酬等は含まれておりません。
- (注3) 退職慰労金については、本年度に実際に支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額(引当金への 繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額)によっています。

### (3) 対象役員の報酬等の決定等について

#### ① 役員報酬(基本報酬)

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

### ② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総会で、理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金規程に基づき、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労命の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。